

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する法改正事項説明会 議事次第

1. 日 時 （1回目）平成31年2月25日（月）14：00～
（2回目）平成31年2月27日（水）14：00～
* 1回目、2回目とも説明内容は同じ

2. 場 所 原子力規制庁 13階会議室A

3. 議 題

- （1）核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する2020年4月施行予定の法改正事項
- （2）品質管理の体制整備に関する要求事項
- （3）法施行に伴い必要となる手続き等

4. 配布資料

資料1：核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する2020年4月施行予定の法改正事項

資料2：品質管理の体制整備に関する要求事項

資料3：核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関連する文書類と必要な手続き等（一覧）

<参考資料>

参考1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

参考2：原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則及び解釈（試運用版）

参考3：核燃料物質の使用に関する施行規則 試運用版

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関する2020年4月施行予定の 法改正事項

平成31年2月

1. 政令41条非該当の使用とは

○ 政令41条非該当の使用者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第41条に掲げる核燃料物質を使用する事業所以外の核燃料物質を使用する者

【具体的な位置付け】

・原子炉等規制法において、核燃料物質の取り扱い量が少ないことから、施設検査等が要求されていない使用者のこと。

・具体的には、

・プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一グラム以上のもの。ただし、密封されたものにあつては、プルトニウムの量が四百五十グラム未満のものを除く。

・三・セテラベクレル以上の使用済燃料

・ウランニ二三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウランニ二三の量が五百グラム以上のもの など

に満たない核燃料物質を保有している施設を指す。

【原子力規制委員会HP内アドレス】

<http://www.nsr.go.jp/data/000193681.pdf>

2. 法改正のポイント～政令非該当使用者関連～

平成29年4月14日:

「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」公布。⇒ **段階的に施行(第1条改正、2条改正、3条改正)**

現法

【使用、貯蔵、廃棄及び運搬の基準】

第57条、第57条の4, 5にて、原子力規制委員会の定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じなければならない。

【施設の使用の停止等】

【使用の廃止に伴う措置】

第57条の6にて、使用の廃止に伴う措置として、廃止措置に関する計画の認可について記載。

【原子力規制検査に基づく監督】

【使用の許可】

新法

第56条の3にて、保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置要求として統合整理。**(施行済み:第1条改正)**

第56条の4にて、規定に違反する使用者に対して、施設使用の停止等の措置命令が追加。**(施行済み:第1条改正)**

第57条の5に条ズレ。**(施行済み:第2条改正)**

第61条の2の2にて、原子力規制検査の受検義務の発生。**(2020年4月施行:第3条改正)**

第52条の2の10にて、保安のための業務に係る品質管理の体制整備の許可が必要となる。**(2020年4月施行:第3条改正)**

3. 第1条改正のポイント ～政令非該当使用者関連～

○ 核燃料物質使用者等に係る規制体系の整備

【現行の法制度について】

核燃料物質の使用者等については、使用及び貯蔵の基準(第57条)、廃棄の基準(第57条の4)及び運搬の基準(第57条の5)として措置を要求しているが、当該措置の実施が十分でない場合に必要な措置を命令する規定が設けられていない。

同様に、受託貯蔵者においても、保安のための必要な措置は求めている(第60条)ものの、対応する命令の規定は設けられていない(核燃料物質の防護の措置については第60条第3項で命令の規定を設定している)。



【保安上必要な措置の命令の仕組みの設定】

核燃料物質の使用者については、他の原子力施設との整合を図り、現行の法第57条、第57条の4及び第57条の5において義務付けられている措置などを踏まえて、規制機関からの保安上必要な措置の命令の仕組みを設けることとした。

4. 第3条改正のポイント～政令非該当使用者関連～

○ 原子力事業者等に対する検査制度の見直し等

- 事業者の安全確保に関する活動すべてに対し、統合された検査の元、懸念事項を重点的に確認するなど、メリハリのある検査とし、一層の安全性向上につなげる。
- 具体的には、事業者が原子力施設の基準適合性を維持し、原子力規制委員会が事業者の保安活動全般をチェックできる仕組みとする。

○ 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理の要求

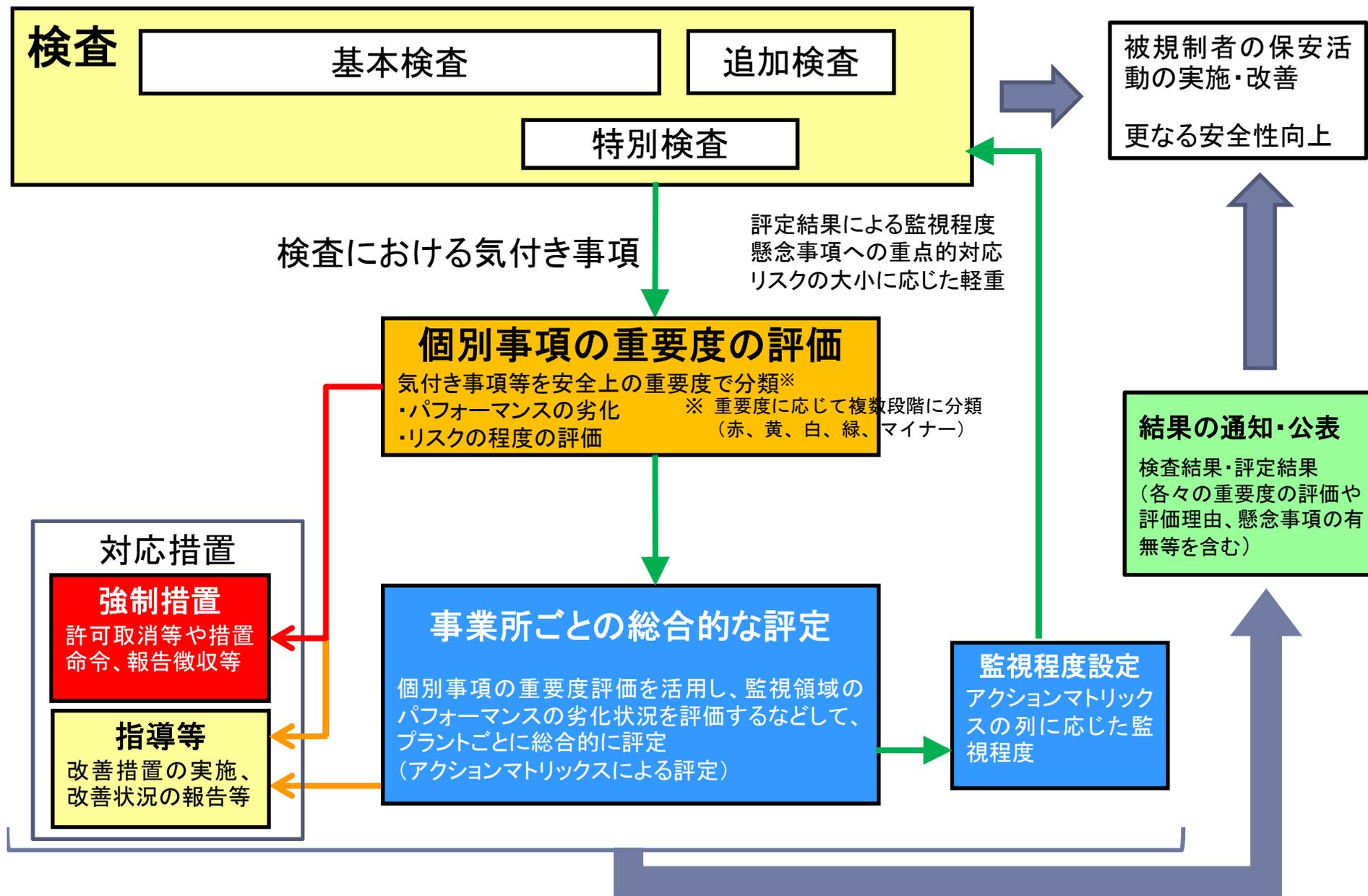
検査対象である原子力事業者等の活動が的確に実施されるよう、品質管理の体制整備が許可事項に追加され、2020年7月までに当該事項を届出する必要がある。

○ 検査等に係る規定の整備

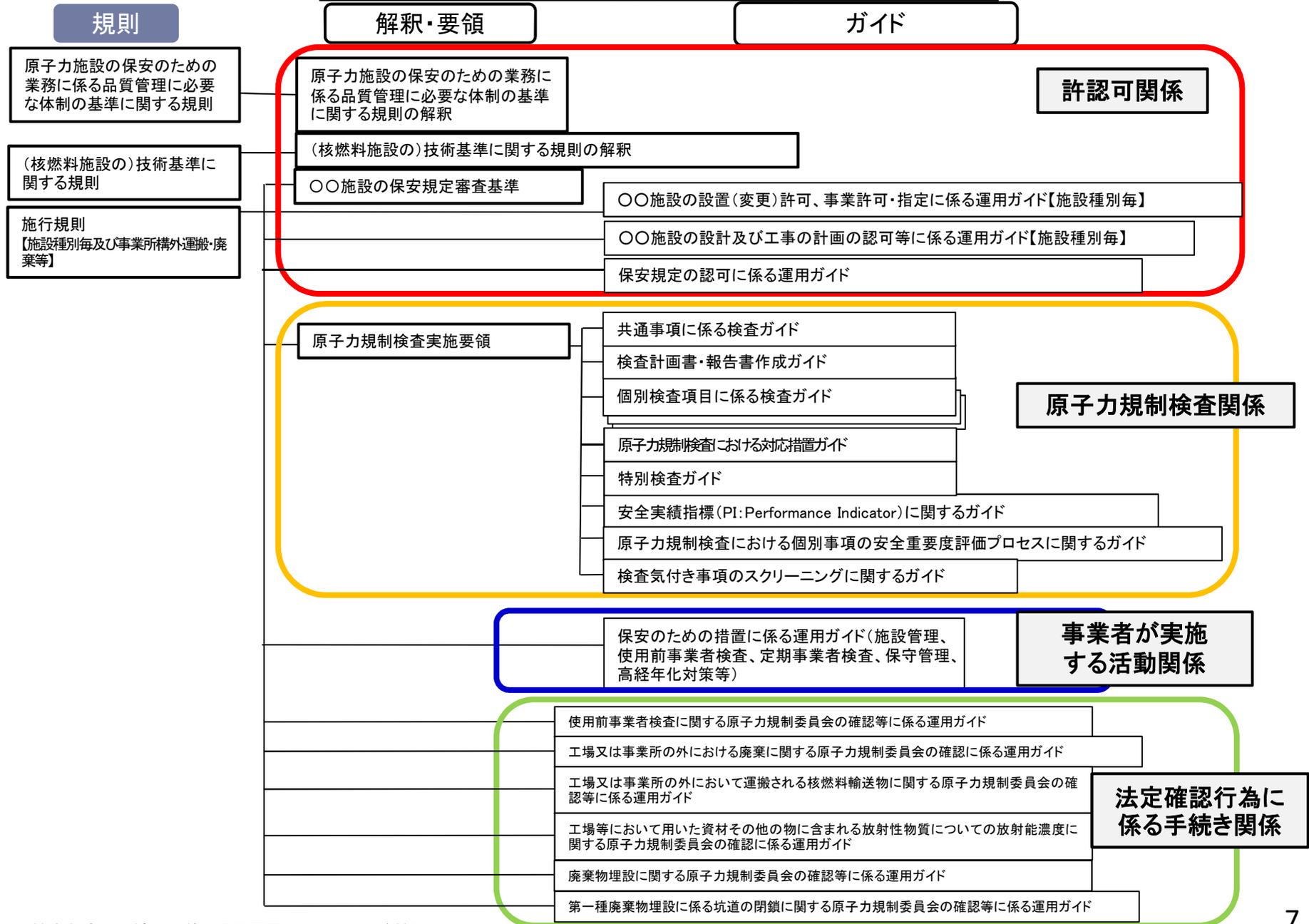
平成28年度から実施している立入検査の運用が、2020年4月からは原子力規制検査として運用していくことになる。

核燃料物質の使用者に対する規制機関による監視・評価の対象としては、第1条改正の部分である法第56条の3において義務付けられている保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置の活動を対象とするよう規則の整備を行っている
ただし、リスクの低い政令非該当使用者については、監視・評価の程度を考慮(グレーデッドアプローチ)した運用を検討。

5. 新検査制度の概要(総合的な評価の実施プロセス)



5. 新検査制度の概要 (原子力規制検査に関する規則等の文書体系)



※検査制度の継続的改善に係る運用については今後検討

6. フリーアクセスを確保した監視の運用手法の検討

- ・ 現場での監視に当たっては、日常的な事業者の保安活動の実態が的確に把握でき、気付きの点などに即応できるよう、必要となる情報が随時入手できることが基本。(フリーアクセスの確保)
- ・ 手続きや手法の基本的考え方は共通なものとして設定・明確化。
- ・ 個々の施設ごとの具体的実施方法は、それぞれにルールや手続きを明確に決定する。

○ 事業者等との検討・調整が必要な項目の具体例

① 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

- ・ 事業者職員の同行を要しない立入り(エスコートフリー)の運用方法
- ・ 保安上の理由等により事業者職員の同行を要する場合のエスコート要員の確保の手続き
- ・ 放射線管理区域、施錠管理された区域等に入域する際の手続き

など

③ 必要な試料の提出をさせること

- ・ 提出を求める場合の要件及び試料の範囲

など

② 帳簿、書類その他必要な物件の検査

- ・ 文書、記録等の保管場所へのアクセス方法
(保管庫の開錠手続き、複写の作成、確認方法等)
- ・ 電子化された文書、記録等へのアクセス方法
(アクセス端末の設置、閲覧権限の付与等)

など

④ 関係者に対する質問

- ・ 作業を阻害せずに保安活動の従事者に質問を行う手法
など、従事者との対話手法、手続き
- ・ 責任者、担当者等の特定に係る情報共有の仕方

など

参考：規制制度の見直しの基本的考え方

【事業者】

【規制機関】

基本理念

- ・事業者の安全確保に関する一義的責任が果たされ、自らの主体性により継続的に安全性の向上が図られる
- ・事業者及び規制機関の双方の努力により、より高い安全水準が実現される

役割と責任

規制要求への適合を実現
その状況を確認し、かつ、維持・向上させることにより、安全確保の一義的責任を果たす

事業者の適合すべき安全上の規制要求を設定
供用開始前は、規制要求に適合していることを各段階において確認
供用開始後は、事業者の規制要求への適合を確実なものとするために保安活動を監視・評価、行政上の措置を実施

法的枠組み

安全確保に係る一義的責任を明確にした体系
(事業者検査の実施義務等)

規制機関の関与の体系(段階的規制の体系による供用開始前の許認可等と、供用開始後の包括的な監視・評価)

運用のポイント

安全上の重要度に応じた効果的な活動を実現するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用

情報提供

事業者の保安活動の実績に応じた監視、安全上の重要度に応じた評価、行政上の措置を実施するため、客観的な指標としてリスク情報、安全確保水準データを活用

- ・学会等で議論された民間規格等を活用するなど、保安活動の透明性を高める
- ・積極的な情報公開、コミュニケーションを通じて、保安活動への理解を高める

調整して実施

- ・規制判断の基準やプロセスなどの対応方針を明確にしたガイド文書等を作成・公開して、規制機関による対応の透明性・予見性を確保し、事業者の主体的取組みを促す
- ・積極的な情報公開、コミュニケーションにより、規制機関の活動内容に対する信頼性を高める

品質管理の体制整備に関する要求事項 について

平成31年2月

1. はじめに

○2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、原子炉等規制法)が改正され、**使用の許可申請書に品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加**されるとともに、**新たに原子力規制検査が開始**されます。

また、これにあわせて「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(仮称)」(以下、**品質基準規則**という。)が導入され、使用者(政令41条非該当)にも適用されることとなります。

○本日は、品質基準規則の概要をご紹介しますとともに、使用者(政令41条非該当)の皆様にお問い合わせする事項についてご説明します。

2. 品質基準規則とは

○目的

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること。

○内容

- ・ 国際規格（ISO9001やIAEA基準）に過去のトラブル事象の反省等を反映した品質マネジメントシステム（QMS）要求事項を定めたもの。
- ・ 計画、実施、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を回すことにより、**業務の継続的な改善の実施**を求めるもの。
- ・ マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、放射線による有害な影響に人及び環境が晒されるリスクの低い使用者（政令41条非該当）への適用には、原子力の安全の確保に与える重要性に応じた適用（**グレーデットアプローチ**）を行うことを検討中です。

3. 品質基準規則に基づく自主的な改善活動の例

核燃料物質の入ったドラム缶を保管廃棄している部屋の見回り時に、ドラム缶に結露が付いていることを発見！そのままにしておくと、ドラム缶が錆びて核燃料物質が漏えいする可能性が懸念された。

— □ — ;)!!

閉じ込めの機能低下のリスクが高まっている。
どうかしなくては。

(° - °)

うーん。何か改善策はないかな～。

＼ (^O^) ／

そうだ！
除湿器を設置して部屋の湿度を下げよう！

3. 品質基準規則に基づく自主的な改善活動の例(つづき)

除湿器を置いて部屋の湿度を湿度計で監視測定した結果、湿度の低下は見られたもののドラム缶への結露の付着は続いた。

□ ;)!!

改善策を実施したのに！ショック！

(° - °)

うーん。どうしてかな～。

(現場を注意深く観察。結露はドラム缶の下部に集中しており、ドラム缶をコンクリートの床面にそのまま置いていることに気付く。)

\ (^O^)/

そうだ！床面の温度がドラム缶の下部に伝わって結露が発生したのかも。

ドラム缶の下にパレット(すのこ)を敷いてみよう。

3. 品質基準規則に基づく自主的な改善活動の例(つづき)

パレット(すのこ)を敷いた結果、ドラム缶への結露は改善された。

\ (^O^) /

ヤッタ!

3. 皆様へのお願い

○原子力安全の向上のため、懸案事項がないか常に意識するとともに、継続的な改善を行って下さい。

○上記改善について、記録の作成及び保存を法令で要求することを検討中です。つきましては、自主的な記録の作成保存をお願いします。記録には、実施日、実施内容、実施者などを記載下さい。

(※現行の核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11(記録)での使用者(政令41条該当)要求は以下のとおりですが、品質基準規則の導入を踏まえ、**政令41条非該当者にも求める可能性があります**ので、確定され次第提示します。)

規則 条項番号	記録事項	記録すべき場合	保存期間
使用規則 第2条の11(記録) 第1項 表中第7号	品質保証計画(令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。)	策定及び改訂の都度	次の改訂の後3年間

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）に関連する 文書類と必要な手続き等（一覧）

平成31年2月

原子力規制庁制度改正審議室

1. 手続き等

法令等	主な内容	必要となる手続き等
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	2020年4月施行 ・52条（使用許可）第2項第10号が追加 ・附則第3条（経過措置）施行後3月以内に変更事項を届出 ・61条2の2（原子力規制検査）が追加	・変更事項の届出
核燃料物質の使用等に関する規則	2020年4月施行（予定） ・1条の2（核燃料物質の使用の許可の申請）に「保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」が必要 ・2条の11の5の2（使用施設等の施設管理）の追加	・施設等の管理
原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（仮称）（以下、品質基準規則）【新設】	・保安業務の改善活動を要求	・業務の改善活動の実施
品質基準規則（解釈）【新設】	・上記規則の詳細版	

2. その他

ご質問等の窓口

① 本日の説明会の内容に関すること

原子力規制庁 核燃料施設等監視部門

電話：03-5114-2115、メール saikuru@nsr.go.jp

② 使用施設に関する一般事項に関すること

原子力規制庁 研究炉等審査部門

電話：03-5114-2118、メール shiyou@nsr.go.jp

③ 本日の説明会 ホームページ掲載箇所（配付資料、議事録、You Tube 掲載予定）

<http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/setsumeikai.html>

原子力規制委員会
Nuclear Regulation Authority

Google ページ PDF すべて 検索 文字サイズ変更 標準 大 最大

本文へ サイトマップ 新着履歴 English ご意見・ご質問

ホーム 組織について 政策について 会議・面談等 原子力規制事務所 法令・基準 手続き・申請

緊急情報 24時間以内に緊急情報はありません。 **緊急時ホームページ/メール登録**

情報提供 情報提供(異常なし(第1報))北海道胆振中東部で発生した地震の影響 **緊急時ホームページ/メール登録**

現在位置 ホーム > 政策について > 原子力の規制 > 核燃料施設等 > 核燃料物質の使用等の安全規制 > 核燃料物質使用者(政令41条非該当)に関する法改正事項説明会

核燃料物質使用者(政令41条非該当)に関する法改正事項説明会

平成31年02月27日(水) 場所: 原子力規制委員会(東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階) 会議室A
時間: 14:00~15:00

平成31年02月25日(月) 場所: 原子力規制委員会(東京都港区六本木1丁目9-9 六本木ファーストビル 13階) 会議室A
時間: 14:00~15:00

お問い合わせ

原子力規制庁
核燃料施設等監視部門
電話(直通): 03-5114-2115

核燃料物質の使用等の安全規制

- 核燃料物質について
- 核燃料物質について
- 核燃料物質使用者(政令41条非該当)に関する法改正事項説明会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（第1条改正；平成29年6月21日施行済み）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第五十六条の三 使用者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

- 一 使用施設等の保全
- 二 核燃料物質の使用
- 三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）
- 2 使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

（施設の使用の停止等）

第五十六条の四 原子力規制委員会は、使用施設等の保全、核燃料物質の使用又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その使用者に対し、当該使用施設等の使用の停止、改造、修理又は移転、核燃料物質の使用の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、使用者に対し、是正措置等を命ずることができる。

（使用の廃止に伴う措置）

第五十七条の五 使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

（第3条改正；2020年4月1日施行予定）

（使用の許可）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合
- 二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合
- 三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合
- 四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合
- 五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用の目的及び方法
 - 三 核燃料物質の種類
 - 四 使用の場所
 - 五 予定使用期間及び年間（予定使用期間が一年に満たない場合にあつては、その予定使用期間）予定使用量
 - 六 使用済燃料の処分の方法
 - 七 核燃料物質の使用施設（以下単に「使用施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 八 核燃料物質の貯蔵施設（以下単に「貯蔵施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄施設（以下単に「廃棄施設」という。）の位置、構造及び設備
 - 十 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

- 一 次に掲げる検査の実施状況
 - イ 第十六条の三第二項、第二十八条第二項、第四十三条の三の十一第二項、第四十三条の九第二項、第四十六条第二項又は第五十一条の八第二項に規定する使用前事業者検査
 - ロ 第十六条の五第二項、第二十九条第二項、第四十三条の三の十六第二項、第四十三条の十一第二項、第四十六条の二の二第二項又は第五十一条の十第二項に規定する定期事業者検査
 - ハ 第五十五条の二第二項に規定する使用前検査
- 二 次に掲げる技術上の基準の遵守状況
 - イ 第十六条の四、第二十八条の二、第四十三条の三の十四、第四十三条の十、第四十六条の二又は第五十一条の九の技術上の基準
 - ロ 第五十七条の七第四項の技術上の基準
- 三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況
 - イ 第十二条第一項、第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項又は第五十七条第一項の認可を受けた保安規定（これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの）

ロ 第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項又は第五十七條の二第一項の認可を受けた核物質防護規定(これらの規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)

ハ 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の六第三項又は第五項(これらの規定を第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

ニ 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の認可を受けた廃止措置計画(第十二條の七第四項又は第六項(これらの規定を第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。))の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

ホ 第五十一條の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画(同條第三項において準用する第十二條の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)

ヘ 前條第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法

四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる措置の実施状況

イ 第十一條の二第一項、第二十一條の二第二項、第三十五條第二項、第四十三條の三の二十二第二項、第四十三條の十八第二項、第四十八條第二項、第五十一條の十六第四項又は第五十六條の三第二項に規定する防護措置

ロ 第二十一條の二第一項、第三十五條第一項、第四十三條の三の二十一第一項、第四十三條の十八第一項、第四十八條第一項、第五十一條の十六第一項から第三項まで、第五十六條の三第一項又は第五十八條第一項に規定する保安のために必要な措置

ハ 第五十九條第一項(原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に係る部分に限る。)に規定する保安のために必要な措置(運搬する核燃料物質に同項の政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置)

2 原子力規制検査は、原子力規制委員会規則で定めるところにより過去の第七項の評定の結果その他の事情を勘案して、原子力規制委員会規則で定めるところにより行うものとする。

3 原子力規制検査に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他の必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。

4 前項第一号の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 原子力規制委員会は、原子力規制検査に当たっては、当該職員が原子力事業者等が行う検査に立ち会うこと、当該職員が自ら原子力施設に立ち入つて検査を行うことその他の方法により、効果的かつ効率的な実施に努めるものとする。

7 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき、第一項各号に掲げる事項について、総合的な評定をするものとする。

8 原子力規制委員会は、前項の評定に当たっては、原子力利用における安全に関する最新の知見を踏まえ、原子力規制検査を受けた者が講じた第一項各号に掲げる事項を検証し、当該事項について改善が図られているかどうかについても勘案するものとする。

9 原子力規制委員会は、原子力規制検査及び第七項の評定の結果を、当該原子力規制検査を受けた者に通知するとともに、公表するものとする。

10 原子力規制委員会は、原子力規制検査の結果に基づき必要があると認めるときは、当該原子力規制検査を受けた者に対し、第十一條の二第二項、第二十一條の三、第三十六條、第四十三條の三の二十三、第四十三條の十九、第四十九條、第五十一條の十七、第五十六條の四及び第五十七條の七第五項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、本規程に限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に適合するものと判断する。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>第 1 章総則</p> <p>第 1 条 (目的)</p> <p>1 International Atomic Energy Agency の基本安全原則 SF-1 は、その目的を「基本安全目的は、人及び環境を電離放射線による有害な影響から防護すること」としており、本規程はその目的を達成するための品質マネジメントシステム要求事項を定めたものである。</p> <p>2 第 1 項に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 7 号に規定する施設をいう。</p>	<p>第 1 章総則</p> <p>第 1 条 (目的)</p> <p>1 International Atomic Energy Agency の基本安全原則 SF-1 は、その目的を「基本安全目的は、人及び環境を電離放射線による有害な影響から防護すること」としており、本規程はその目的を達成するための品質マネジメントシステム要求事項を定めたものである。</p> <p>2 第 1 項に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 2 条第 7 号に規定する施設をいう。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「保安活動」とは、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じることをいう。</p> <p>二 「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を管理する仕組みをいう。</p> <p>三 「実効性」とは、計画した保安活動が実行され、計画した結果が達成され効果がみられることをいう。</p> <p>四 「一般産業向けの工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る構造、システム又は機器並びにその部品であって、原子力施設向けに設計及び製造されたものではないものをいう。</p> <p>五 「資源」とは、保安活動を実施する者（以下「要員」という。）の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の保安活動を構成する業務（以下「個別業務」という。）に活用されるものをいう。</p> <p>六 「不適合」とは、要求事項を満たしていないことをいう。</p> <p>七 「レビュー」とは、設定された目標を達成するために対象の適切性、妥当性又は実効性を確定することをいう。</p> <p>八 「是正処置」とは、発見された不適合の再発その他の事象の原因を除去し、その発生を防止するための措置をいう。</p> <p>九 「未然防止処置」とは、他の原子力施設から得られた知見について、自らの属する組織で起こり得る問題の影響に照らして行う措置及び原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスクに照らして行う措置をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「保安活動」とは、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じることをいう。</p> <p>二 「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を管理する仕組みをいう。</p> <p>三 「実効性」とは、計画した保安活動が実行され、計画した結果が達成され効果がみられることをいう。</p> <p>四 「一般産業向けの工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る構造、システム又は機器並びにその部品であって、原子力施設向けに設計及び製造されたものではないものをいう。</p> <p>五 「資源」とは、品質マネジメント文書の作成、レビュー、改訂及び承認に責任のある、保安活動を実施する者（以下「要員」という。）の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の保安活動を構成する業務（以下「個別業務」という。）に活用されるものをいう。</p> <p>六 「不適合」とは、要求事項を満たしていないことをいう。</p> <p>七 「レビュー」とは、設定された目標を達成するために対象の適切性、妥当性又は実効性を確定することをいう。</p> <p>八 「是正処置」とは、発見された不適合の再発その他の事象の原因を除去し、その発生を防止するための措置をいう。</p> <p>九 「未然防止処置」とは、他の原子力施設から得られた知見について、自らの属する組織で起こり得る問題の影響に照らして行う措置及び原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスクに照らして行う措置をいう。</p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>1 第 2 項第 2 号に規定する「品質管理に必要な体制」には、組織及びマネジメントシステムに必要な文書の整備を含む。</p> <p>2 第 2 項第 8 号に規定する「再発その他の事象」には、不適合ではないが、劣化傾向又は不整合など保安活動や原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。</p>	<p>第 2 条 (定義)</p> <p>1 第 2 項第 2 号に規定する「品質管理に必要な体制」には、組織及びマネジメントシステムに必要な文書の整備を含む。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>第二章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第三条 原子力事業者等は、この規則の規定に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、当該品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的な改善をしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、原子力の安全の確保に与える重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用しなければならない。この場合において、次の事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 組織及び保安活動が原子力の安全の確保に与える重要性及び複雑性</p> <p>二 原子力施設又は保安活動における安全等に関する危険要因及びリスクの大きさ</p> <p>三 機器の故障その他の予期せぬ事象又は保安活動が不適切に計画され若しくは間違っ て実行された場合に起こり得る事象が安全に与える影響</p> <p>3 原子力事業者等は、原子力施設に適用される規則その他の関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確にし、品質マネジメントシステムに反映しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスに必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。</p> <p>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動を示す指標（以下単に「指標」という。）、判定基準及び方法を明確にすること。</p> <p>四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制（責任及び権限の明確化を含む。）を確保すること。</p> <p>五 プロセスを監視測定し、分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。</p> <p>六 プロセスについて、第一号の結果を得るために、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。</p> <p>七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。</p> <p>八 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合、</p>	<p>第二章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第三条 原子力事業者等は、この規則の規定に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、当該品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的な改善をしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、原子力の安全の確保に与える重要性に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用しなければならない。この場合において、次の事項を適切に考慮しなければならない。</p> <p>一 組織及び保安活動が原子力の安全の確保に与える重要性及び複雑性</p> <p>二 原子力施設又は保安活動における安全等に係る危険要因及びリスクの大きさ</p> <p>三 機器の故障その他の予期せぬ事象又は保安活動が不適切に計画され若しくは間違っ て実行された場合に起こり得る事象が安全に与える影響</p> <p>3 原子力事業者等は、原子力施設に適用される規則その他の関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確にし、品質マネジメントシステムに反映しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容（当該プロセスに必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を含む。）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。</p> <p>二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。</p> <p>三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動を示す指標（以下単に「指標」という。）、判定基準及び方法を明確にすること。</p> <p>四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制（責任及び権限の明確化を含む。）を確保すること。</p> <p>五 プロセスを監視測定し、分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。</p> <p>六 プロセスについて、第一号の結果を得るために、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。</p> <p>七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。</p> <p>八 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合、</p>	<p>第 2 章 品質マネジメントシステム</p> <p>第 3 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、当該品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的な改善をしなければならない」とは、品質マネジメントシステムで規定した一連のプロセスの運用と管理の結果、保安の確保が維持されているとともに、不適合について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行う等当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「原子力の安全の確保に与える重要性に応じ」とは、放射線による有害な影響に人及び環境が晒されるリスクについての情報（確率論的リスク評価、運転経験、決定論的評価又は規制要件若しくはこれらの組み合わせ）に基づき保安活動の重み付けを行うことをいう。</p> <p>3 第 2 項第 2 号に規定する「安全等」には、健康、環境、セキュリティ及び品質を含む。</p> <p>4 第 2 項第 2 号に規定する「危険要因」には、核原料物質、核燃料物質等が人と環境に悪影響を与えるおそれのあるものを含む。</p> <p>5 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。</p> <p>6 第 4 項第 6 号に規定する「所要の措置」には、プロセスの変更を含む。</p> <p>7 第 4 項第 8 号に規定する「意思決定のプロセスにお</p>	<p>第 2 章 品質マネジメントシステム</p> <p>第 3 条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>1 第 1 項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、当該品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的な改善をしなければならない」とは、品質マネジメントシステムで規定した一連のプロセスの運用と管理の結果、保安の確保が維持されているとともに、不適合について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行う等当該システムの改善を継続的に行うことをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「原子力の安全の確保に与える重要性に応じ」とは、<u>原子力施設による人及び環境を放射線による有害な影響に晒されるリスク情報（確率論的リスク評価、運転経験、決定論的評価又は規制要件若しくはこれらの組み合わせ）に基づき保安活動の重み付けを行うことをいう。</u></p> <p>3 第 2 項第 2 号に規定する「安全等」には、健康、環境、セキュリティ、品質及び経済性を含む。</p> <p>4 第 2 項第 2 号に規定する「危険要因」とは、核原料物質、核燃料物質等の人と環境に悪影響を与えるおそれのある<u>要因</u>をいう。</p> <p>5 第 4 項第 1 号に規定する「品質マネジメントシステムに必要なプロセスの内容」には、<u>原子力の安全及び安全文化に関する組織や人の特性のうち重要なものについて、測定、評価、分析及び改善を行うこと</u>を含む。</p> <p>6 第 4 項第 2 号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。</p> <p>7 第 4 項第 6 号に規定する「所要の措置」には、プロセスの変更を含む。</p> <p>8 第 4 項第 8 号に規定する「意思決定のプロセスにお</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>適切に解決すること。</p> <p>九 健全な安全文化を育成し維持すること。</p> <p>5 原子力事業者等は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。</p>	<p>適切に解決すること。</p> <p>九 健全な安全文化を育成し維持すること。</p> <p>5 原子力事業者等は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。</p>	<p>いて対立が生じた場合、適切に解決する」には、セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>9 第 4 項第 9 号に規定する「健全な安全文化を育成し維持する」とは、<u>技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な手段を検討した取組を行い、次の状態を目指していることをいう。以下同じ。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しのよい組織文化が形成されている。 ・全ての要員が、自ら行う安全に係る業務について理解して遂行しその業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、安全を考慮した意思決定が行われている。 ・全ての要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・原子力の安全には核セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	<p>いて対立が生じた場合、適切に解決する」には、セキュリティ対策が安全に与える潜在的な影響と安全対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、<u>安全及びセキュリティを損なうことなく解決することを含む。</u></p> <p>9 第 4 項第 9 号に規定する「健全な安全文化を育成し維持する」には、次の取組を含む。以下、本規程において同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営責任者が、原子力安全に対する組織の安全文化のあるべき姿を明確にし、リーダーシップを発揮すること。 ・信頼、協働、自由なコミュニケーション、対話を支援し、奨励する組織文化を構築すること。 ・原子力安全が損なわれることのないように、技術的、人的及び組織的要因に係る問題並びに原子力施設の安全に関する事象について、報告（講じられた処置に対する折り返しの報告を含む。）を適切に行うこと。 ・健全な安全文化を育成し維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な手段を検討していること。 ・原子力安全に関し、当事者意識を高め、担当する業務について適切に遂行する義務及び担当する業務について説明する責任を果たすこと。 ・原子力の安全に関し、組織のあらゆる階層において、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を奨励し、慢心を戒めるための方策を模索し実施すること。 ・組織内での原子力の安全及び安全文化について、自らの業務に伴う責任及び職場環境に関連したリスクについての認識を含め、共通の理解を促進すること。 ・全ての活動において原子力の安全が損なわれないような意思決定をすること。 ・安全文化とセキュリティ文化の相容れない点について、関係する要員が共通の理解を促進すること。
<p>6 原子力事業者等は、個別業務又は原子力施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、保安のための重要性に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>6 原子力事業者等は、個別業務又は原子力施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、保安のための重要性に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。</p>	<p>10 第 6 項に規定する「個別業務又は原子力施設に係る要求事項」とは、設置許可、工事計画、技術基準その他の原子力施設の安全を確保する上で必要な保安活動に要求されている事項をいう。</p>	<p>10 第 6 項に規定する「原子力の安全に係る業務又は原子力施設に係る要求事項」とは、設置許可、工事計画、技術基準その他の原子力施設の安全を確保する上で必要な保安活動に要求されている事項をいう。</p>
<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第四条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、及び管理し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 この規則に規定する手順書等及び記録</p>	<p>(品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>第四条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、及び管理し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>一 品質方針及び品質目標</p> <p>二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）</p> <p>三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>四 この規則に規定する手順書等及び記録</p>	<p>第 4 条 (品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>1 第 4 条に規定する「管理」には、文書の適切な最新版が、必要ときに、必要ところで、使用可能な状態であることを含む。</p> <p>2 第 4 号に規定する「手順書等」には、指示書及び図</p>	<p>第 4 条 (品質マネジメントシステムの文書化)</p> <p>1 第 4 条に規定する「管理」には、文書の適切な初版又は改訂版が、必要ときに、必要ところで、使用可能な状態であることを含む。</p> <p>2 第 4 号に規定する「手順書等」には、指示書及び図</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>（品質マニュアル）</p> <p>第五条 原子力事業者等は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントの実施に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画に関する事項</p> <p>三 保安活動の実施に関する事項</p> <p>四 保安活動の評価に関する事項</p> <p>五 保安活動の改善に関する事項</p> <p>六 品質マネジメントシステムの範囲</p> <p>七 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の内容又は当該手順書等の文書番号その他参照情報</p> <p>八 各プロセスの相互の関係</p>	<p>（品質マニュアル）</p> <p>第五条 原子力事業者等は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントの実施に係る組織に関する事項</p> <p>二 保安活動の計画に関する事項</p> <p>三 保安活動の実施に関する事項</p> <p>四 保安活動の評価に関する事項</p> <p>五 保安活動の改善に関する事項</p> <p>六 品質マネジメントシステムの範囲</p> <p>七 品質マネジメントシステムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報</p> <p>八 各プロセスの相互の関係</p>	<p>面を含む。</p> <p>第 5 条（品質マニュアル）</p> <p>1 第 6 号に規定する「品質マネジメントシステムの範囲」とは、品質マネジメントシステムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう。</p>	<p>面を含む。</p> <p>第 5 条（品質マニュアル）</p> <p>1 第 6 号に規定する「品質マネジメントシステムの範囲」とは、品質マネジメントシステムに関する組織上の適用範囲と活動内容上の適用範囲の双方をいう。</p>
<p>（文書の管理）</p> <p>第六条 原子力事業者等は、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）を管理し、不適切な使用又は変更を防止しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書等を作成しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性をレビューし、その発行を承認すること。</p> <p>二 品質マネジメント文書について所要のレビューを行い、改訂を行うに当たり、その改訂を文書作成時と同様の手続で承認すること。</p> <p>三 品質マネジメント文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。</p> <p>四 改訂のあった品質マネジメント文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。</p> <p>五 品質マネジメント文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。</p> <p>六 外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>七 廃止した品質マネジメント文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。</p> <p>八 要員が、それらの判断及び決定に当たって適切な情報を利用できること。</p> <p>九 品質マネジメント文書の妥当性の確認及び定期的な見直しを行う場合は、対象となる要員を参画させること。</p>	<p>（文書の管理）</p> <p>第六条 原子力事業者等は、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）を管理し、不適切な使用又は変更を防止しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書等を作成しなければならない。</p> <p>一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性をレビューし、その発行を承認すること。</p> <p>二 品質マネジメント文書について所要のレビューを行い、改訂を行うに当たり、その改訂を文書作成時と同様の手続で承認すること。</p> <p>三 品質マネジメント文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。</p> <p>四 改訂のあった品質マネジメント文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。</p> <p>五 品質マネジメント文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。</p> <p>六 外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</p> <p>七 廃止した品質マネジメント文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。</p> <p>八 要員が、それらの判断及び決定に当たって適切な情報を利用できること。</p> <p>九 品質マネジメント文書の妥当性の確認及び定期的な見直しを行う場合は、対象となる要員を参画させること。</p>	<p>第 6 条（文書の管理）</p> <p>1 第 1 項に規定する「不適切な使用又は変更」とは、組織として承認されていない文書の使用や誤った変更及び文書の組織外への不適切な流失等をいう。</p> <p>2 第 2 項第 8 号に規定する「利用できること」とは、文書作成時に使用した根拠等の情報が、文書改訂時等の必要な時に確認できることをいう。</p>	<p>第 6 条（文書の管理）</p> <p>1 第 1 項に規定する「不適切な使用又は変更」とは、組織として承認されていない文書の使用や誤った変更及び文書の組織外への不適切な流失等をいう。</p> <p>2 第 2 項第 8 号に規定する「利用できること」とは、文書作成時に使用した根拠等の情報が、文書改訂時等の必要な時に確認できることをいう。</p>
<p>（記録の管理）</p> <p>第七条 原子力事業者等は、この規則に規定する記録その他個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよ</p>	<p>（記録の管理）</p> <p>第七条 原子力事業者等は、この規則に規定する記録その他個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよ</p>	<p>第 7 条（記録の管理）</p> <p>1 第 1 項に規定する「記録その他個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録」には、必要に応じ、材料試験等に使用した試験材料及び試料を含む。</p>	<p>第 7 条（記録の管理）</p> <p>1 第 1 項に規定する「記録その他業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性のある実施を実証するもの」には、必要に応じ、材料試験等に使用した試験材料及び試料を含む。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>うに作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書等を作成しなければならない。</p>	<p>うに作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。</p>		
<p>第三章 経営責任者の責任</p> <p>(経営責任者の関与)</p> <p>第八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの確立及び実施並びにその実効性の確保に原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って確実に実行していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第十七条第一項に規定するレビューを実施すること。</p> <p>五 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、要員に周知すること。</p> <p>七 保安活動に関して、担当する業務について理解して遂行し、当該業務に責任を持つことを要員に認識させること。</p> <p>八 安全に対する優先順位及び担当する業務について理解して遂行し担当する業務について責任を持つということを考慮して、全ての階層で行われる決定が確実に行われるようにすること。</p>	<p>第三章 経営責任者の責任</p> <p>(経営責任者の関与)</p> <p>第八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの確立及び実施並びにその実効性の確保に原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って確実に実行していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>一 品質方針を定めること。</p> <p>二 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>三 全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにすること。</p> <p>四 第十七条第一項に規定するレビューを実施すること。</p> <p>五 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、要員に周知すること。</p> <p>七 <u>原子力の安全は、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互関係による影響を受けるということを要員に認識させること。</u></p> <p>八 保安活動に関して、担当する業務を適切に遂行する義務及び担当する業務について説明する責任があることを要員に認識させること。</p> <p>九 <u>全ての階層で行われる決定が、安全に対する優先順位及び担当する業務について適切に遂行する義務並びに担当する業務について説明する責任を考慮して確実に行わせること。</u></p>	<p>第 3 章 経営責任者の責任</p> <p>第 8 条 (経営責任者の関与)</p> <p><u>1 第 8 条に規定する「原子力の安全のためのリーダーシップを発揮」には、経営責任者が、原子力の安全の重要性を認識して、組織全体の安全文化のあるべき姿を定め、健全な安全文化を育成し維持していることを含む。</u></p> <p><u>2 第 1 号に規定する「品質方針を定める」には、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用は安全に対して影響を及ぼすものであるということ</u>を考慮し、<u>組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して健全な安全文化を育成し維持するための方針 (以下「安全に関する方針」という。)を設定することを含む。</u></p> <p>3 第 3 号に規定する「全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにすること」とは、<u>全ての要員が健全な安全文化を育成する活動に参画できる環境を整えていることをいう。</u></p> <p><u>4 第 8 号に規定する「全ての階層で行われる決定が確実に行われる」には、業務に関する意思決定を行う要員を決め、その要員の責任と権限の範囲を明確にすることを含む。</u></p>	<p>第 3 章 経営責任者の責任</p> <p>第 8 条 (経営責任者の関与)</p> <p><u>1 第 1 号に規定する「品質方針を定める」には、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して、「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用は安全に対して影響を与えるものである」ということを考慮して設定していることを含む。</u></p> <p>2 第 3 号に規定する「全ての要員が、健全な安全文化を育成し維持することに貢献できるようにすること」とは、<u>組織内のあらゆる階層、部門で仕組みが運用され、使用されるように、経営責任者が自身の行動をもって先導することをいう。</u></p> <p><u>3 第 7 号に規定する「技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用による影響を受ける」とは、業務の目的を達成においては、成果はその業務におけるプロセスに係る要員の業務遂行能力 (コミュニケーション力を含む。)、技術力の程度及び組織の特性が相互に関係することで影響を受けることをいう。</u></p> <p><u>4 第 8 号に規定する「担当する業務について適切に遂行する義務及び担当する業務について説明する責任」とは、自らの安全に係る業務の範囲を理解して遂行する責任、それについて説明する責任及びその結果に対する責任をいう。</u></p>
<p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第九条 経営責任者は、組織の意思決定の際には、個別業務等要求事項に適合し、かつ、安全がコストその他の事項によって損なわれないようにしなければならない。</p>	<p>(原子力の安全の確保の重視)</p> <p>第九条 経営責任者は、組織の意思決定の際には、個別業務等要求事項に適合し、かつ、安全がコストその他の事項によって損なわれないようにしなければならない。</p>		
<p>(品質方針)</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントに係る原子力事業者等の意図に照らし適切なものであること。</p> <p>二 個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に責任を持って関与する</p>	<p>(品質方針)</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントに係る原子力事業者等の意図に照らし適切なものであること。</p> <p>二 個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に責任を持って関与する</p>		<p><u>第 10 条 (品質方針)</u></p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>ことを規定していること。</p> <p>三 品質目標を定め、レビューするに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 妥当性を維持するためにレビューされていること。</p> <p>六 組織運営に関する方針（関係法令の遵守を含む。）と整合的なものであること。</p>	<p>ことを規定していること。</p> <p>三 品質目標を定め、レビューするに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 妥当性を維持するためにレビューされていること。</p> <p>六 組織運営に関する方針（<u>関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための方針を含む。</u>）と整合的なものであること。</p>		<p>1 第 6 号に規定する「<u>組織運営に関する方針（関係法令の遵守及び健全な安全文化を育成し維持するための方針を含む。）と整合的なものであること</u>」とは、<u>安全が損なわれないように、品質方針が、安全、健康、環境、セキュリティ、人的及び組織的要因並びに社会性及び経済性の要素などの組織を運営するための方針と整合が図れていることをいう。</u></p>
<p>(品質目標)</p> <p>第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められるようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価するものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p>	<p>(品質目標)</p> <p>第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められるようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価するものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p>		<p>第 1 1 条 (品質目標)</p> <p>1 第 2 項に規定する「<u>品質方針と整合的</u>」とは、<u>関係法令の遵守及び健全な安全文化の育成と維持を含めて品質方針と整合していることをいう。</u></p>
<p>(品質マネジメントシステムの計画の策定)</p> <p>第十二条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第三条の規定及び品質目標等に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、<u>組織が品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合においても、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、次の事項を適切に考慮しなければならない。</u></p> <p>一 変更の目的及びそれによって起こり得る結果</p> <p>二 品質マネジメントシステムの有効性の維持</p> <p>三 資源の利用可能性</p> <p>四 責任及び権限の割り当て、再割り当ての適切性</p> <p>3 経営責任者は、プロセス及び組織を含むあらゆる変更が、<u>原子力の安全の確保に与える影響に応じて、品質目標等に適合するよう、計画、レビュー、承認及び適用されるようにしなければならない。</u></p>	<p>(品質マネジメントシステムの計画の策定)</p> <p>第十二条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第三条の規定及び品質目標等に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合においても、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態であることを維持しなければならない。</p> <p>3 経営責任者は、プロセス及び組織を含むあらゆる変更が、<u>その重要性に応じて、品質目標等に適合するよう、設計、レビュー、承認及び適用されるようにしなければならない。</u></p>	<p>第 1 2 条 (品質マネジメントシステムの計画の策定)</p> <p>1 第 3 項に規定する「プロセス及び組織を含むあらゆる変更」には、組織変更及び累積により影響する軽微な変更を含む。</p>	<p>第 1 2 条 (品質マネジメントシステムの計画の策定)</p> <p>1 第 3 項に規定する「プロセス及び組織を含むあらゆる変更」とは、<u>原子力の安全に影響を与える可能性のある変更（組織変更及び累積により影響する軽微な変更を含む。）をいう。</u></p>
<p>(責任及び権限)</p> <p>第十三条 経営責任者は、部門及び要員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）、<u>権限を明確にし、部門間の業務のプロセスに係る手順を定めさせ、これを関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。</u></p>	<p>(責任及び権限)</p> <p>第十三条 経営責任者は、部門及び要員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）、<u>権限及び部門間の業務のプロセスに係る手順を定め、これを関係する要員が確実に理解できるようにしなければならない。</u></p>	<p>第 1 3 条 (責任及び権限)</p> <p>1 第 1 3 条に規定する「部門間の業務のプロセスに係る手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務の流れ（情報の伝達を含む。）が停滞、断続することなく業務が遂行できる仕組みをいう。</p> <p>2 第 1 3 条に規定する「<u>権限</u>」には、必要に応じ、<u>内部監査員が経営責任者まで直接報告できる権限を含む。</u></p>	<p>第 1 3 条 (責任及び権限)</p> <p>1 第 1 3 条に規定する「部門間の業務のプロセスに係る手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務の流れ（情報の伝達を含む。）が停滞、断続することなく業務が遂行できる仕組みをいう。</p>
<p>(管理責任者)</p> <p>第十四条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p>	<p>(管理責任者)</p> <p>第十四条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p>	<p>第 1 4 条 (管理責任者)</p> <p>1 第 1 4 条に規定する「管理責任者」とは、品質マネジメントシステムを管理し、維持する等の職務を実施する要員として、経営責任者に任命された者をいう。</p>	<p>第 1 4 条 (管理責任者)</p> <p>1 第 1 4 条に規定する「管理責任者」とは、品質マネジメントシステムを管理し、維持する等の職務を実施する要員として、経営責任者に任命された者をいう。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>二 品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。</p>	<p>二 品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。</p>	<p>2 第 2 号に規定する「品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Q9001（以下「JISQ9001」という。）で使用されている「品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性の改善」に相当するものをいう。</p>	<p>2 第 2 号に規定する「品質マネジメントシステムの実施状況及びその改善」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格 Q9001（以下「JISQ9001」という。）で使用されている「品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び改善」に相当するものである。</p>
<p>（全ての管理者）</p> <p>第十五条 経営責任者は、全ての管理者に、当該管理者が管理する次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 関係法令を遵守し、健全な安全文化を育成し維持すること。</p> <p>2 全ての管理者は、第 1 項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施するようにしなければならない。</p> <p>一 品質目標を設定し、業務の実績に関する評価及び改善をレビューすること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 <u>安全に係る意思決定の根拠を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、原子力施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにすること。</p> <p>五 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにすること。</p>	<p>（全ての管理者）</p> <p>第十五条 経営責任者は、全ての管理者に、当該管理者が管理する次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。</p> <p>一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</p> <p>二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 関係法令を遵守し、健全な安全文化を育成し維持すること。</p> <p>五 <u>安全に係る決定の根拠を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>2 全ての管理者は、第 1 項に規定する責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮して、以下の事項を確実に実施するようにしなければならない。</p> <p>一 品質目標を設定し、業務の実績に関する評価及び改善をレビューすること。</p> <p>二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</p> <p>三 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させ、要員が、原子力施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにすること。</p> <p>四 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにすること。</p>	<p>第 15 条（全ての管理者）</p> <p>1 第 1 項に規定する「全ての管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、全ての管理者に代わり、プロセスを管理する責任者（以下「プロセス責任者」という。）を置いて、その業務を行わせることが出来る。<u>この場合において、プロセス責任者の責任及び権限は、文書で明確にする必要がある。</u></p> <p>2 第 1 項第 4 号に規定する「健全な安全文化を育成し維持すること」には、<u>組織全体の安全文化のあるべき姿を理解し、自らの判断及び行動により組織全体の安全文化のあるべき姿を示していることを含む。</u></p> <p>3 第 2 項第 1 号に規定する「品質目標を設定」には、<u>組織全体の安全文化のあるべき姿を考慮して、安全に関する方針と整合するように、所掌業務範囲の安全に関する目標を設定していることを含む。</u></p> <p>4 第 2 項第 3 号に規定する「関係する要員に確実に伝達すること」とは、<u>組織内外の関係者とコミュニケーションを取っていることをいう。</u></p>	<p>第 15 条（全ての管理者）</p> <p>1 第 1 項に規定する「全ての管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。また、すべての階層の管理者に代わり、プロセスを管理する責任者（プロセス責任者）を設置して、その業務を行わせることが出来る。<u>その際、プロセス責任者の責任及び権限は、文書で明確にする必要がある。</u></p> <p>2 第 1 項第 4 号に規定する「健全な安全文化を育成し維持すること」には、<u>原子力の安全を確保し、維持し、向上させるために必要な業務を遂行する点で、すべての要員を奨励し支援すること、全ての要員を原子力の安全の実績（パフォーマンス）の向上に携わらせ及び参画させること並びに安全に係る決定の根拠を明確に伝達することを含む。</u></p>
<p>（内部コミュニケーション）</p> <p>第十六条 経営責任者は、適切にコミュニケーションが行われる仕組みが確実に確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関してのコミュニケーションが確実に行われるようにしなければならない。</p>	<p>（内部コミュニケーション）</p> <p>第十六条 経営責任者は、適切にコミュニケーションが行われる仕組みが確実に確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関してのコミュニケーションが確実に行われるようにしなければならない。</p>	<p>第 16 条（内部コミュニケーション）</p> <p>1 第 16 条に規定する「適切にコミュニケーションが行われる仕組みが確実に確立される」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。</p> <p>2 第 16 条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関してのコミュニケーションが確実に行われる」とは、<u>マネジメントレビューの結果を全ての要員に理解させるようにしていることをいう。</u></p>	<p>第 16 条（内部コミュニケーション）</p> <p>1 第 16 条に規定する「適切にコミュニケーションが行われる仕組みが確実に確立される」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。</p>
<p>（マネジメントレビュー）</p> <p>第十七条 経営責任者は、品質マネジメントシステムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するためのレビュー（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の</p>	<p>（マネジメントレビュー）</p> <p>第十七条 経営責任者は、品質マネジメントシステムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するためのレビュー（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の</p>	<p>第 17 条（マネジメントレビュー）</p> <p>1 第 1 項に規定する「実効性の維持を確認するためのレビュー」に用いる情報には、組織の内外で得られた経験及び発生した事象からの教訓並びに事象の原因を特定することからの教訓、技術的な進歩並びに研究及び開発の結果、良好事例を特定することからの教訓を含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」と</p>	<p>第 17 条（マネジメントレビュー）</p> <p>1 第 1 項に規定する「実効性の維持を確認するためのレビュー」に用いる情報には、組織の内外で得られた経験及び発生した事象からの教訓並びに事象の原因を特定することからの教訓、技術的な進歩並びに研究及び開発の結果、良好事例を特定することからの教訓を含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「あらかじめ定められた間隔」と</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
記録を作成し、これを管理しなければならない。	記録を作成し、これを管理しなければならない。	は、マネジメントシステムの適切性及び実効性並びに組織の能力を確認するために保安活動として取り組む必要があるその時々課題とその変更を考慮に入れて設定されたものをいう。	は、マネジメントシステムの適切性及び実効性並びに組織の能力を確認するために、保安活動として取り組む必要があるその時々課題とその変更を考慮に入れて設定されたものをいう。
<p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第十八条 原子力事業者等は、次に掲げる情報を用いてマネジメントレビューを行わなければならない。</p> <p>一 内部監査（安全文化の独立評価を含む。以下同じ。）の結果</p> <p>二 原子力事業者等の組織外の者からの意見</p> <p>三 プロセスの実施状況</p> <p>四 原子力施設の検査の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合、是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>十一 部門又は要員等からの改善のための提案</p> <p>十二 資源の妥当性</p> <p>十三 原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置の実効性</p>	<p>（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>第十八条 原子力事業者等は、次に掲げる情報を用いてマネジメントレビューを行わなければならない。</p> <p>一 内部監査の結果</p> <p>二 原子力事業者等の組織外の者からの意見</p> <p>三 プロセスの実施状況</p> <p>四 原子力施設の検査の結果</p> <p>五 品質目標の達成状況</p> <p>六 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>七 関係法令の遵守状況</p> <p>八 不適合、是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>十一 部門又は要員等からの改善のための提案</p> <p>十二 資源の妥当性</p> <p>十三 原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置の実効性</p>	<p>第 18 条（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>1 第 2 号に規定する「原子力事業者等の組織外の者」とは、J I S Q 9 0 0 0 の「顧客」及び「利害関係者」をいう。</p> <p>2 第 2 号に規定する「原子力事業者等の組織外の者からの意見」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「外部及び内部の課題の変化」及び「顧客満足及び密接に関連する利害関係者からのフィードバック」をいい、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果等を含む。この場合において、外部監査とは、事業者等が外部組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。</p> <p>3 第 3 号に規定する「プロセスの実施状況」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の傾向を含めた品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性」をいう。</p> <p>4 第 4 号に規定する「原子力施設の検査の結果」には、J I S Q 9 0 0 1 の「監視及び測定の結果」を含む。</p> <p>5 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、安全文化に関する状態の自己評価及び独立評価の結果を含む。</p> <p>6 第 1 3 号に規定する「原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置」の実施には、品質方針に影響を与える組織の内部及び外部の課題を明確にし、それに取り組むためのリスクや改善の機会を決定することを含む。</p>	<p>第 18 条（マネジメントレビューに用いる情報）</p> <p>1 第 2 号に規定する「原子力事業者等の組織外の者」とは、J I S Q 9 0 0 0 の「顧客」及び「利害関係者」をいう。</p> <p>2 第 2 号に規定する「原子力事業者等の組織外の者からの意見」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「外部及び内部の課題の変化」及び「顧客満足及び密接に関連する利害関係者からのフィードバック」をいい、外部監査の結果等を含む。</p> <p>3 第 3 号に規定する「プロセスの実施状況」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合の傾向を含めた品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び有効性」をいう。</p> <p>4 第 4 号に規定する「原子力施設の検査の結果」には、J I S Q 9 0 0 1 の「監視及び測定の結果」を含む。</p> <p>5 第 6 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、安全文化（原子力の安全のためのリーダーシップを含む。）の自己評価及び必要に応じて行う独立評価に関する認められた専門家による分析結果を含む。</p> <p>6 第 1 3 号に規定する「原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置」の実施には、品質方針に影響を与える組織の内部及び外部の課題を明確にし、それに取り組むためのリスクや改善の機会を決定することを含む。</p>
<p>（マネジメントレビューの結果）</p> <p>第十九条 原子力事業者等は、次に掲げる事項に関する決定及び措置をマネジメントレビューの結果に含め、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源</p> <p>四 関係法令の遵守並びに健全な安全文化の育成及び維持の改善</p>	<p>（マネジメントレビューの結果）</p> <p>第十九条 原子力事業者等は、次に掲げる事項に関する決定及び措置をマネジメントレビューの結果に含め、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>三 品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源</p> <p>四 関係法令の遵守並びに健全な安全文化の育成及び維持の改善</p>	<p>第 19 条（マネジメントレビューの結果）</p> <p>1 第 1 項に規定する「所要の措置」とは、とは、年間の活動計画に基づく活動の結果及び課題の抽出によって抽出された次年度に向けた活動課題を明確にし、改善することをいう。</p> <p>2 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「改善の機会」及び「変更の必要性」をいう。</p> <p>3 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の改善」とは、マネジメントレビューの結果を組織全</p>	<p>第 19 条（マネジメントレビューの結果）</p> <p>1 第 1 号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「改善の機会」及び「変更の必要性」をいう。</p> <p>2 第 4 号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の改善」とは、年間の活動計画に基づく活動の結果及</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第21回 WG 版	第18回 WG 版	第21回 WG 版	第18回 WG 版
		<p><u>体の安全文化のあるべき姿の見直し及び健全な安全文化の育成と維持に役立っていることをいう。</u></p>	<p><u>び課題の抽出によって抽出された次年度に向けた活動課題を明確にし、改善することをいい、安全のためのリーダーシップを改善するため、また、組織内の学習する姿勢を促進するための行動の基礎となる措置を含む。</u></p>
<p>第四章 資源の管理</p> <p>（資源の確保） 第二十条 原子力事業者等は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。</p>	<p>第四章 資源の管理</p> <p>（資源の確保） 第二十条 原子力事業者等は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。</p>	<p>第4章 資源の管理</p> <p>第20条（資源の確保） 1 第20条に規定する「必要な資源を明確にし」には、<u>本規程の規定を実施するために必要な知識を特定し、組織内部で保持すべき能力を定めていることをいう。</u></p>	<p>第4章 資源の管理</p> <p>第20条（資源の確保） 1 第20条に規定する「必要な資源」には、<u>組織の知識及び情報を含む。</u></p>
<p>（要員の確保） 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために組織が必要とする要員を明確にし、確保しなければならない。この場合において、組織内部で必要な力量を有する要員が確保できない場合は、外部から要員を確保する業務を委託する範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすること。 2 要員は、次に掲げる要件を満たしていることをもって、意図した結果を達成するために知識及び技能を適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有していること。</p>	<p>（要員の確保） 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確実なものにするために組織が必要とする要員を明確にし、確保しなければならない。この場合において、組織内部で必要な力量を有する要員が確保できない場合は、外部から要員を確保する業務を委託する範囲を品質マネジメント文書の中で明確にすること。 2 要員は、次に掲げる要件を満たしていることをもって、意図した結果を達成するために知識及び技能を適用する能力（以下「力量」という。）が実証された者を充てなければならない。 一 適切な教育訓練を受けていること。 二 所要の技能及び経験を有していること。</p>	<p>第21条（要員の確保） 1 第1項に規定する「原子力の安全を確実なものにするために組織が必要とする要員を明確にし、確保」とは、組織が必要とする力量を有する要員を組織内部で明確にし、確保することをいう。 2 第1項に規定する「外部から要員を確保する業務を委託する範囲を品質マネジメント文書の中で明確にする」とは、外部から要員を確保することとした場合には、品質マネジメント文書に記載する等の業務プロセス上での位置付けを明確にすることをいい、例えば、<u>外部から安全文化の評価の支援を受ける場合に、外部から支援を受ける範囲を明確にすることをいう。</u> 2 第2項第2号に規定する「所要の技能及び経験」とは、<u>本規程の規定を実施するために必要な技能及び経験をいう。</u></p>	<p>第21条（要員の確保） 1 第1項に規定する「原子力の安全を確実なものにするために組織が必要とする要員を明確にし、確保」とは、組織が必要とする力量を有する要員を組織内部で明確にし、確保することをいう。 2 第1項に規定する「外部から要員を確保する業務を委託する範囲を品質マネジメント文書の中で明確にする」とは、外部から要員を確保することを決めた場合には、品質マネジメント文書に記載する等の業務プロセス上での位置付けを明確にすることをいい、例えば、<u>外部に安全文化の評価を調達する場合に、当該評価を行う専門家に評価を委託する範囲を明確にすることをいう。</u> 2 第2項第2号に規定する「所要の技能及び経験」には、次の事項を含む。 ・<u>文書を作成、審査、改定及び承認する責任を持つ全ての職員が業務を遂行する力量</u> ・<u>全てのマネジメント階層でのリーダーシップのための力量</u> ・<u>健全な安全文化を育成し維持するための力量</u> ・<u>安全を確実なものとするために施設又は活動に係る技術的、人的及び組織的側面を理解する専門知識</u> ・<u>割り当てられた業務を遂行し、安全にかつ効果的に作業する力量</u> ・<u>すべての階層の職員がその業務を完遂する際に適用することが予想される基準を理解していること</u></p>
<p>（教育訓練等） 第二十二条 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 要員にどのような力量が必要かを明確にすること。 二 要員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 四 前号の措置の実効性を評価すること。</p>	<p>（教育訓練等） 第二十二条 原子力事業者等は、次に掲げる業務を行わなければならない。 一 要員にどのような力量が必要かを明確にすること。 二 要員の教育訓練の必要性を明らかにすること。 三 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 四 前号の措置の実効性を評価すること。</p>	<p>第22条（教育訓練等） 1 第1号に規定する「どのような力量が必要かを明確にする」には、<u>組織が必要な技術的、人的及び組織的側面に関する知識を特定し、内部で保持すべき能力を定めていることを含む。</u> 2 第3号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。</p>	<p>第22条（教育訓練等） 1 第2号に規定する「教育訓練の必要性を明らかにすること」とは、<u>組織がどの力量及び資源を内部で保持又は開発しなければならないか並びにどの力量及び資源が外部から得られてもよいかを決定することをいう。</u> 2 第3号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属又は雇用することを含む。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>五 要員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の持つ意味、関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献が原子力の安全を確実なものとするを認識しているようにすること。</p> <p>六 要員の教育訓練及び力量について適切な記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>五 要員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の持つ意味、関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献が原子力の安全を確実なものとするを認識しているようにすること。</p> <p>六 要員の教育訓練及び力量について適切な記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>3 第 5 号に規定する「自らの貢献が原子力の安全を確実なものとするかを認識しているようにすること」とは、要員が担当する業務が原子力施設の安全確保にどのように貢献しているかを理解できるように教育訓練することをいう。</p>	<p>3 第 5 号に規定する「自らの貢献が原子力安全を確実なものとするかを認識しているようにすること」とは、要員が担当する業務が原子力施設の安全確保にどのように貢献しているかを理解できるように教育訓練することをいう。</p>
<p>(インフラストラクチャー)</p> <p>第二十三条 原子力事業者等は、保安のために必要なインフラストラクチャー（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。</p>	<p>(インフラストラクチャー)</p> <p>第二十三条 原子力事業者等は、保安のために必要なインフラストラクチャー（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。</p>		
<p>(作業環境)</p> <p>第二十四条 原子力事業者等は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理しなければならない。</p>	<p>(作業環境)</p> <p>第二十四条 原子力事業者等は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理しなければならない。</p>	<p>第 2 4 条 (作業環境)</p> <p>1 第 2 4 条に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業品質に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	<p>第 2 4 条 (作業環境)</p> <p>1 第 2 4 条に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業品質に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>
<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第二十五条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、当該業務に必要なプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、個別業務計画の策定及び計画の変更を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。</p> <p>一 個別業務又は原子力施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>二 所要のプロセス、品質マネジメント文書及び資源であって、個別業務又は原子力施設に固有のもの</p> <p>三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、第一号に規定する個別業務又は原子力施設の設備等及び当該個別業務又は原子力施設の設備等の合否を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>四 個別業務又は個別業務に必要なプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務計画の結果を、個別業務の作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスに影響を与えるおそれのあるあらゆる変更について、その変更の必要性を評価し、原子力の安全の確保に与える重要性に応じ、変更を管理しなければならない。</p>	<p>第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>第二十五条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、当該業務に必要なプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、個別業務計画の策定及び計画の変更を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。</p> <p>一 個別業務又は原子力施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>二 所要のプロセス、品質マネジメント文書及び資源であって、個別業務又は原子力施設に固有のもの</p> <p>三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、第一号に規定する個別業務又は原子力施設の設備等及び当該個別業務又は原子力施設の設備等の合否を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>四 個別業務又は個別業務に必要なプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務計画の結果を、個別業務の作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスに影響を与えるおそれのあるあらゆる変更（組織の変更を含む。）について、その変更の必要性を評価し、原子力の安全の確保に与える重要性に応じ、変更を管理しなければならない。</p>	<p>第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第 2 5 条 (個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（本規程第 3 条第 2 項第 2 号及び 3 号に関して行うものを含む。）を含む。</p> <p>2 第 2 項に規定する「要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3 第 3 項に規定する「管理」には、変更管理を含む。</p> <p>4 第 5 項に規定する「<u>原子力の安全の確保に与える重要性に応じ、変更を管理しなければならない</u>」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のプロセスの変更を、安全が損なわれないように、計画、レビュー、改訂及び承認する。 ・対象となる変更（組織変更及び累積により影響する軽微な変更を含む。）を特定し、当該変更を適切に分析する。 	<p>第 5 章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>第 2 5 条 (個別業務に必要なプロセスの計画)</p> <p>1 第 1 項に規定する「計画を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（本規程第 3 条第 2 項に関して行うものを含む。）を含む。</p> <p>2 第 2 項に規定する「要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3 第 5 項に規定する「<u>当該プロセスに影響を与えるおそれのあるあらゆる変更（組織の変更を含む。）</u>」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のプロセスの変更は、安全が損なわれないように、設計、レビュー、改訂及び承認すること。 ・安全に重大なかわり合いをもつ可能性のある変更（組織変更及び累積により影響する軽微な変更を含む。）を特定し、当該変更を適切に分析されること。

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>(個別業務等要求事項の明確化)</p> <p>第二十六条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。</p> <p>一 原子力事業者等の組織外の者が明示してはいないものの、個別業務又は原子力施設に必要な要求事項であって既知のもの</p> <p>二 関係法令のうち、当該個別業務又は原子力施設に関するもの</p> <p>三 その他原子力事業者等が明確にした要求事項</p>	<p>(個別業務等要求事項の明確化)</p> <p>第二十六条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。</p> <p>一 原子力事業者等の組織外の者が明示してはいないものの、個別業務又は原子力施設に必要な要求事項であって既知のもの</p> <p>二 関係法令のうち、当該個別業務又は原子力施設に関するもの</p> <p>三 その他原子力事業者等が明確にした要求事項</p>		
<p>(個別業務等要求事項のレビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、個別業務の実施及び原子力施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項をレビューしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のレビューを実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該個別業務又は原子力施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該個別業務又は原子力施設に係る業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。</p> <p>三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合する能力を有していること。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項のレビューの結果に係る記録及び当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。</p>	<p>(個別業務等要求事項のレビュー)</p> <p>第二十七条 原子力事業者等は、個別業務の実施及び原子力施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項をレビューしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のレビューを実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。</p> <p>一 当該個別業務又は原子力施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>二 当該個別業務又は原子力施設に係る業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。</p> <p>三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合する能力を有していること。</p> <p>3 原子力事業者等は、第一項のレビューの結果に係る記録及び当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。</p>		<p>第 27 条 (個別業務等要求事項のレビュー)</p> <p>1 第 1 項に規定する「個別業務等要求事項のレビュー」には、原子力の安全の確保に与える重要性に応じ、<u>独立評価を行うことを含む。</u></p>
<p>(原子力事業者等の組織外の者とのコミュニケーション)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、原子力事業者等の組織外の者との適正なコミュニケーションのために、実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。</p>	<p>(原子力事業者等の組織外の者とのコミュニケーション)</p> <p>第二十八条 原子力事業者等は、原子力事業者等の組織外の者との適正なコミュニケーションのために、実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。</p>	<p>第 28 条 (原子力事業者等の組織外の者とのコミュニケーション)</p> <p>1 第 28 条に規定する「実効性のある方法」には、安全に関連する必要な情報を利害関係者に提供する適切な手段、予期せぬ事態において利害関係者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な手段及び利害関係者との連絡手段を含む。</p>	<p>第 28 条 (原子力事業者等の組織外の者とのコミュニケーション)</p> <p>1 第 28 条に規定する「実効性のある方法」には、安全に関連する必要な情報を利害関係者に提供する適切な手段、予期せぬ事態において利害関係者との時宜を得た効果的な対話を行う適切な手段及び利害関係者との連絡手段を含む。</p>
<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>一 設計開発の段階</p> <p>二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切なレビュー、検証及び妥当性確認の方法</p> <p>三 設計開発に係る部門及び要員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>3 原子力事業者等は、実効性のあるコミュニケーション</p>	<p>(設計開発計画)</p> <p>第二十九条 原子力事業者等は、設計開発（原子力施設に係る要求事項を考慮し、原子力施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。</p> <p>一 設計開発の段階</p> <p>二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切なレビュー、検証及び妥当性確認の方法</p> <p>三 設計開発に係る部門及び要員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>3 原子力事業者等は、実効性のあるコミュニケーション</p>	<p>第 29 条 (設計開発計画)</p> <p>1 第 1 項に規定する「設計」には、設備、施設、ソフトウェア、手順書等、組織体制、組織の制度に関する設計を含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（本規程第 3 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に関して行うものを含む。）を含む。</p>	<p>第 29 条 (設計開発計画)</p> <p>1 第 1 項に規定する「設計開発計画」には、設備の開発計画だけでなく、ソフトウェア設計や業務のプロセスの計画も含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（本規程第 3 条第 2 項第 3 号に関して行うものを含む。）を含む。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>ン並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に改訂しなければならない。</p>	<p>ン並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に改訂しなければならない。</p>		
<p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、原子力施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に用いる情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能又は性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令のうち、原子力施設に係るもの</p> <p>四 その他設計開発に必須の要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認しなければならない。</p>	<p>(設計開発に用いる情報)</p> <p>第三十条 原子力事業者等は、原子力施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に用いる情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>一 機能又は性能に係る要求事項</p> <p>二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>三 関係法令のうち、原子力施設に係るもの</p> <p>四 その他設計開発に必須の要求事項</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認しなければならない。</p>		
<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調達、個別業務の実施及び原子力施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 原子力施設を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該原子力施設の特性を規定しているものであること。</p>	<p>(設計開発の結果に係る情報)</p> <p>第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 設計開発に係る要求事項に適合するものであること。</p> <p>二 調達、個別業務の実施及び原子力施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>三 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>四 原子力施設を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該原子力施設の特性を規定しているものであること。</p>	<p>第 3 1 条 (設計開発の結果)</p> <p>1 第 1 項に規定する「設計開発の結果」とは、例えば、<u>原子力施設の仕様又はソフトウェア</u>をいう。</p>	<p>第 3 1 条 (設計開発の結果)</p> <p>1 第 1 項に規定する「設計開発の結果」とは、例えば、<u>発電用原子炉施設の仕様又はソフトウェア</u>をいう。</p>
<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的なレビュー（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が原子力施設に係る要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させな</p>	<p>(設計開発レビュー)</p> <p>第三十二条 原子力事業者等は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的なレビュー（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。</p> <p>一 設計開発の結果が原子力施設に係る要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。</p> <p>二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させな</p>	<p>第 3 2 条 (設計開発レビュー)</p> <p>1 第 1 項に規定する「適切な段階」とは、本規程第 2 9 条第 2 項第 1 号に規定する設計開発における各段階をいう。</p>	<p>第 3 2 条 (設計開発レビュー)</p> <p>1 第 1 項に規定する「適切な段階」とは、本規程第 2 9 条第 2 項第 1 号に規定する設計開発における各段階をいう。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>なければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>		
<p>（設計開発の検証）</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が当該設計開発に係る要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する場合には原子力施設に係る要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った設計者以外の要員又は部門に第一項の検証をさせなければならない。</p>	<p>（設計開発の検証）</p> <p>第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の結果が当該設計開発に係る要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する場合には原子力施設に係る要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録（当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った設計者以外の要員又は部門に第一項の検証をさせなければならない。</p>	<p>第 3 3 条（設計開発の検証）</p> <p>1 第 3 項に規定する「設計開発を行った設計者以外の要員又は部門」とは、検証の対象となる設計開発に直接に関与していない者又は関与していない部門をいう。</p>	<p>第 3 3 条（設計開発の検証）</p> <p>1 第 3 項に規定する「設計開発を行った設計者以外の要員又は部門」とは、検証の対象となる設計開発に直接に関与していない者又は関与していない部門をいう。</p>
<p>（設計開発の妥当性確認）</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、原子力施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該原子力施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、原子力施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該原子力施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該原子力施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>（設計開発の妥当性確認）</p> <p>第三十四条 原子力事業者等は、原子力施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該原子力施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、原子力施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該原子力施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該原子力施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>		
<p>（設計開発の変更の管理）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項のレビューに、当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含まなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の規定による変更のレビューの結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>（設計開発の変更の管理）</p> <p>第三十五条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、前項のレビューに、当該変更が原子力施設に及ぼす影響の評価（当該発電用原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含まなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第二項の規定による変更のレビューの結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p>		

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が業務及び原子力施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。この場合において、一般産業向けの工業品については、評価に必要な情報を供給者から入手し、当該一般産業向けの工業品が調達物品等要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従って調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、第四項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。</p> <p>8 原子力事業者等は、原子力事業者等が供給者の工場等で検査を行う際に、原子力規制委員会の要員が同行して工場等の施設に立ち入ることを供給者に求めなければならない。</p>	<p>(調達プロセス)</p> <p>第三十六条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が業務及び原子力施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。この場合において、<u>当該一般産業向けの工業品の評価に必要な情報を供給者から入手し、当該一般産業向けの工業品が調達物品等要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定めなければならない。</u></p> <p>4 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従って調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、第四項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においてはその記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。</p> <p>8 原子力事業者等は、原子力事業者等が供給者の工場等で検査を行う際に、原子力規制委員会の職員が同行して工場等の施設に立ち入ることを供給者に求めなければならない。</p>	<p>第 3 6 条 (調達プロセス)</p> <p>1 第 2 項に規定する「管理の方法」を定めるとは、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確認する適切な方法（機器単位の試験による検証、調達物品等要求事項に適合していることの妥当性確認等）を定めることをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「評価に必要な情報を供給者から入手し、<u>当該一般産業向けの工業品が調達物品等要求事項に適合していることが確認できるよう管理の方法及び程度を定めなければならない</u>」には、<u>原子力事業者等が必要な技術情報を供給者から入手して自ら評価する又は一般産業向けの工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者に提供して供給者に原子力施設への適用の可否を評価させる等により、原子力事業者等が当該工業品の採用に関する妥当性を判断することを含む。</u></p> <p>2 第 7 項に規定する「適切な調達の実施に必要な事項」には、調達先の資格認定、選定、評価、調達及び監督に関する取り決めを含む。</p>	<p>第 3 6 条 (調達プロセス)</p> <p>1 第 2 項に規定する「管理の方法」を定めるとは、調達物品等が調達物品等要求事項を満たしていることを確認する適切な方法（機器単位の試験による検証、調達物品等要求事項に適合していることの妥当性確認等）を定めることをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「評価に必要な情報を供給者から入手し」には、<u>原子力事業者等が当該一般産業向けの工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者に提供して供給者が原子力施設への適用の可否を評価し、原子力事業者等が当該評価の妥当性を判断することを含む。</u></p> <p>2 第 7 項に規定する「適切な調達の実施に必要な事項」には、調達先の資格認定、選定、評価、調達及び監督に関する取り決めを含む。</p>
<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の適格性の確認に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 健全な安全文化を育成し維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業向けの工業品を原子力施設に使用するに当たり必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に関し必要な事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達</p>	<p>(調達物品等要求事項)</p> <p>第三十七条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。</p> <p>一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項</p> <p>二 調達物品等の供給者の要員の適格性の確認に係る要求事項</p> <p>三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>五 健全な安全文化を育成し維持するために必要な要求事項</p> <p>六 一般産業向けの工業品を原子力施設に使用するに当たり必要な要求事項</p> <p>七 その他調達物品等に関し必要な事項</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達</p>		

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>	<p>物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。</p>		
<p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十八条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条第一項第一号の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。</p>	<p>(調達物品等の検証)</p> <p>第三十八条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を前条第一項第一号の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。</p>	<p>第 3 8 条 (調達物品等の検証)</p> <p>1 第 1 項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、原子力事業者等が自ら行う検査試験をいう。</p> <p>2 第 1 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認を行うことをいい、偽造品又は模造品等の対策を含む。</p>	<p>第 3 8 条 (調達物品等の検証)</p> <p>1 第 1 項に規定する「必要な検査試験」とは、例えば、原子力事業者等が自ら行う検査試験をいう。</p> <p>2 第 1 項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が供給者のプロセスの監視測定及び検証のために供給者が行う検査への立会いや記録確認を行うことをいい、品質が保証されていない偽造品又は模造品等の対策を含む。</p>
<p>(個別業務の管理)</p> <p>第三十九条 原子力事業者等は、個別業務を、次に掲げる管理条件について該当するものを実施しなければならない。</p> <p>一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>(個別業務の管理)</p> <p>第三十九条 原子力事業者等は、個別業務を、次に掲げる管理条件について該当するものを実施しなければならない。</p> <p>一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>二 手順書が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>		
<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p> <p>第四十条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。</p> <p>一 当該プロセスのレビュー及び承認のための判定基準</p> <p>二 設備の承認及び要員の適格性の確認</p> <p>三 方法及び手順</p>	<p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p> <p>第四十条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、保存しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。</p> <p>一 当該プロセスのレビュー及び承認のための判定基準</p> <p>二 設備の承認及び要員の適格性の確認</p> <p>三 方法及び手順</p>	<p>第 4 0 条 (個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認)</p> <p>1 第 1 項に規定する「個別業務が実施された後にのみ不適合が明らかになる場合」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の結果が実施プロセスの管理、業務実施者の技量又はその両者に高度に依存し、それ以降の監視測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等。 ・業務の実施後でなければ不適合が顕在化しない場合。例えば、コンピュータシミュレーションの妥当性確認等。 	<p>第 4 0 条 (個別業務の実施に関するプロセスの妥当性確認)</p> <p>1 第 1 項に規定する「個別業務が実施された後にのみ不適合が明らかになる場合」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の結果が実施プロセスの管理、業務実施者の技量又はその両者に高度に依存し、それ以降の監視測定では所定の品質を容易に判定できない場合。例えば、溶接や非破壊検査等。 ・業務の実施後でなければ不適合が顕在化しない場合。例えば、<u>正しい情報の伝達</u>やコンピュータシミュレーションの妥当性確認等。

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則（イメージ）		（仮称）原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈（イメージ）	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>四 第七条に規定する記録に係る要求事項</p> <p>五 再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。）</p>	<p>四 第七条に規定する記録に係る要求事項</p> <p>五 再妥当性確認（個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。）</p>		
<p>（識別）</p> <p>第四十一条 原子力事業者等は、個別業務に関する計画及び業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、個別業務及び原子力施設の状態を識別しなければならない。</p>	<p>（識別）</p> <p>第四十一条 原子力事業者等は、個別業務に関する計画及び業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、個別業務及び原子力施設の状態を識別しなければならない。</p>	<p>第 4 1 条（識別）</p> <p>1 第 4 1 条に規定する「個別業務及び原子力施設を識別」とは、不注意による誤操作や試験、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、札の貼付等により業務及び原子力施設の状態を示すことをいう。</p>	<p>第 4 1 条（識別）</p> <p>1 第 4 1 条に規定する「個別業務及び原子力施設を識別」とは、不注意による誤操作や試験、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、札の貼付等により業務及び原子力施設の状態を示すことをいう。</p>
<p>（トレーサビリティの確保）</p> <p>第四十二条 原子力事業者等は、トレーサビリティの確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は原子力施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	<p>（トレーサビリティの確保）</p> <p>第四十二条 原子力事業者等は、トレーサビリティの確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は原子力施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。</p>	<p>第 4 2 条（トレーサビリティの確保）</p> <p>1 第 4 2 条に規定する「トレーサビリティ」とは、<u>個別業務又は原子力施設に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。</u></p>	<p>第 4 2 条（トレーサビリティの確保）</p> <p>1 第 4 2 条に規定する「トレーサビリティ」とは、<u>業務及び原子力施設に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。</u></p>
<p>（原子力事業者等の組織外の者の物品）</p> <p>第四十三条 原子力事業者等は、原子力事業者等の組織外の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>（原子力事業者等の組織外の者の物品）</p> <p>第四十三条 原子力事業者等は、原子力事業者等の組織外の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。</p>	<p>第 4 3 条（原子力事業者等の組織外の者の物品）</p> <p>1 第 4 3 条に規定する「原子力事業者等の組織外の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。</p> <p>2 第 4 3 条に規定する「必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない」には、例えば、原子力事業者等の組織外の者の<u>所有物</u>を紛失又は損傷した場合を含む。</p>	<p>第 4 3 条（原子力事業者等の組織外の者の物品）</p> <p>1 第 4 3 条に規定する「原子力事業者等の組織外の者の物品」とは、J I S Q 9 0 0 1 の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。</p> <p>2 第 4 3 条に規定する「必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない」には、例えば、原子力事業者等の組織外の者の<u>物品</u>を紛失又は損傷した場合を含む。</p>
<p>（調達物品の保持）</p> <p>第四十四条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を適切な状態で保存（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p>	<p>（調達物品の保持）</p> <p>第四十四条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を適切な状態で保存（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。</p>		
<p>（監視測定のための設備の管理）</p> <p>第四十五条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。</p> <p>二 所要の調整又は再調整がなされていること。</p> <p>三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p>	<p>（監視測定のための設備の管理）</p> <p>第四十五条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。</p> <p>一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。</p> <p>二 所要の調整又は再調整がなされていること。</p> <p>三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。</p>	<p>第 4 5 条（監視測定のための設備の管理）</p> <p>1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、本規程第 2 5 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。</p>	<p>第 4 5 条（監視測定のための設備の管理）</p> <p>1 第 3 項第 1 号に規定する「あらかじめ定めた間隔」とは、本規程第 2 5 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は原子力施設について、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に係る監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。</p>	<p>5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は原子力施設について、適切な措置を講じなければならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に係る監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。</p>		
<p>第六章 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(改善の機会)</p> <p>第四十六条 原子力事業者等は、監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し、実施し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えなければならない。この場合において、監視測定の対象には、原子力施設及び保安活動に係る不適合、劣化の兆候等に関する情報を含まなければならない。</p> <p>2 前項の監視測定の結果は、必要な際に、要員が容易に利用できるようにしなければならない。</p> <p>3 <u>全ての管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、自己評価をあらかじめ定めた間隔で実施しなければならない。</u></p>	<p>第六章 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(改善の機会)</p> <p>第四十六条 原子力事業者等は、監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し、実施し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えなければならない。この場合において、監視測定の対象には、原子力施設及び保安活動に係る不適合、劣化の兆候等に関する情報を含まなければならない。</p> <p>2 前項の監視測定の結果は、必要な際に、要員が容易に利用できるようにしなければならない。</p>	<p>第 6 章 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>第 4 6 条 (改善の機会)</p> <p>1 第 1 項に規定する「<u>監視測定、分析及び改善に係るプロセス</u>」には、新たに取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「原子力施設及び保安活動に係る不適合、劣化の兆候等」には、不適合のおそれとなる事象を含む。</p> <p>3 第 2 項に規定する「<u>要員が容易に利用できるようにしなければならない</u>」とは、要員が情報を容易に取得し改善活動に用いることができる体制があることをいう。</p> <p>4 第 3 項に規定する「<u>品質マネジメントシステムの実効性を評価</u>」には、安全文化に関する状態の評価を含む。</p>	<p>第 6 章 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>第 4 6 条 (改善の機会)</p> <p>1 第 1 項に規定する「プロセス」には、新たに取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「原子力施設及び保安活動に係る不適合、劣化の兆候等」には、不適合のおそれとなる事象を含む。</p> <p>3 第 2 項に規定する「要員が容易に利用できる」とは、要員が情報を容易に取得し改善活動に用いることができる体制をいう。</p>
<p>(原子力事業者等の組織外の者からの意見)</p> <p>第四十七条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する原子力事業者等の組織外の者の意見を把握しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。</p>	<p>(原子力事業者等の組織外の者からの意見)</p> <p>第四十七条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する原子力事業者等の組織外の者の意見を把握しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。</p>	<p>第 4 7 条 (原子力事業者等の組織外の者からの意見)</p> <p>1 第 1 項に規定する「<u>原子力事業者等の組織外の者の意見を把握</u>」には、例えば、原子力規制委員会の指摘等のほか、地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動がある。</p>	<p>第 4 7 条 (原子力事業者等の組織外の者からの意見)</p> <p>1 第 1 項に規定する「<u>原子力事業者等の組織外の者の意見を把握</u>」には、例えば、原子力規制委員会の指摘等のほか、地元自治体及び地元住民が保安活動に対し、どのような意見を持っているか把握するための活動がある。</p>
<p>(内部監査)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 個別業務計画 (安全文化の育成計画を含む。)、この規則の規定及び当該品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。</p> <p>二 実効性のある実施及び維持がなされていること。</p> <p>2 原子力事業者等は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p>	<p>(内部監査)</p> <p>第四十八条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施しなければならない。</p> <p>一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質マネジメントシステムに係る要求事項に適合していること。</p> <p>二 実効性のある実施及び維持がなされていること。</p> <p>2 原子力事業者等は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p>	<p>第 4 8 条 (内部監査)</p> <p>1 第 1 項に規定する「<u>あらかじめ定めた間隔</u>」とは、本規程第 2 5 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。</p> <p>2 第 1 項に規定する「<u>客観的な評価を行う部門</u>」とは、<u>評価対象となる所掌業務範囲に直接関与していない者 (例えば、組織内の原子力部門から独立した部門) であって、経営責任者の代理者として被監査部門から監査の結果に対して影響を受けない者</u>をいう。</p> <p>3 第 1 項に規定する「<u>内部監査</u>」には、本規程第 2 1 条第 3 項の規定における外部の要員を活用することができる。</p> <p>4 第 1 項に規定する「<u>内部監査</u>」には、安全文化の独</p>	<p>第 4 8 条 (内部監査)</p> <p>1 第 1 項に規定する「<u>あらかじめ定めた間隔</u>」とは、本規程第 2 5 条第 1 項の規定に基づき定めた計画に基づくものをいう。</p> <p>2 第 1 項に規定する「<u>客観的な評価を行う者</u>」とは、組織内の原子力部門から独立した部門であって、<u>該当業務との利害関係のないものであること</u>をいう。</p> <p>3 第 1 項に規定する「<u>内部監査</u>」には、本規程第 2 1 条第 1 項第 3 号の規定における外部の要員を活用することができる。</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>い。</p> <p>3 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、内部監査員及び内部監査に係る全ての管理者に自らの管理下にある業務に関する内部監査をさせてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等の中で定めなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の是正処置並びに安全文化の劣化兆候とその対策を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>3 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、内部監査員及び内部監査に係る全ての管理者に自らの管理下にある業務に関する内部監査をさせてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書の中で定めなければならない。</p> <p>7 原子力事業者等は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。</p>	<p><u>立評価を含む。この場合において、安全文化の独立評価はそれ以外の内部監査と別に実施することができる。</u></p> <p>4 第 5 項に規定する「自らの管理下にある業務に関する内部監査又は安全文化の独立評価をさせてはならない。」には、経営責任者を除く<u>全ての</u>管理者は、自らが直接内部監査又は安全文化の独立評価を行わない場合であっても、内部監査又は安全文化の独立評価を監督指揮する立場にある者は、自らの管理下にある業務（内部監査又は安全文化の独立評価を除く。）の内部監査又は安全文化の独立評価の指揮監督しないことを含む。</p>	<p>4 第 4 項に規定する「客観性及び公平性を確保」には、内部監査を担当する要員が被監査部門の体制から独立し監査結果に影響を受けないことを含む。</p> <p>5 第 4 項に規定する「公平性を確保」には、必要に応じ、内部監査員が経営責任者まで直接接見できる権限を含む。</p> <p>6 第 5 項に規定する「内部監査に関わる要員」とは、内部監査員及び内部監査に関わる管理者をいう。</p> <p>7 第 5 項に規定する「自らの管理下にある業務に関する内部監査をさせてはならない。」には、経営責任者を除く管理者においては、自らが直接監査を行わない場合であっても、内部監査を監督指揮する立場にある者は、自らの管理下にある業務（内部監査を除く。）の内部監査の指揮監督しないことを含む。</p>
<p>(プロセスの監視測定)</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。<u>この場合において、監視測定の方法には、原子力施設が原子力の安全の確保に与える重要性に応じて指標を用いなければならない。</u></p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p>	<p>(プロセスの監視測定)</p> <p>第四十九条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法（指標の活用を含む。）を適用しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、問題を特定し、当該問題の修正及び是正処置を適切に講じなければならない。</p> <p>4 <u>全ての管理者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、自己評価を定期的実施しなければならない。</u></p>		
<p>(原子力施設の検査試験)</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、原子力施設が原子力施設に係る要求事項に適合していることを検証するために、原子力施設を検査試験しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検査試験を、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、検査試験の合否判定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進</p>	<p>(原子力施設の検査試験)</p> <p>第五十条 原子力事業者等は、原子力施設が原子力施設に係る要求事項に適合していることを検証するために、原子力施設を検査試験しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項の検査試験を、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において実施しなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、検査試験の合否判定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>4 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進</p>	<p>第 5 0 条 (原子力施設の検査試験)</p>	<p>第 5 0 条 (原子力施設の検査試験)</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>むことの承認をしてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、個別業務及び原子力施設の原子力の安全の確保に与える重要性に応じて検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、原子力事業者等は検査試験を行う者の独立性を、当該原子力施設の安全に対する重要度に応じて確保しなければならない。</p>	<p>むことの承認をしてはならない。</p> <p>6 原子力事業者等は、個別業務及び原子力施設の原子力の安全の確保に与える重要性に応じて検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、原子力事業者等は検査試験を行う者の独立性を、当該原子力施設の安全に対する重要度に応じて確保しなければならない。</p>	<p>1 第 6 項に規定する「検査試験を行う者の独立性を確保」とは、原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスクの程度に応じて検査試験を行う者の独立性を確保することをいう。</p>	<p>1 第 6 項に規定する「検査試験を行う者の独立性を確保」とは、原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスクの程度に応じて検査試験を行う者の独立性を確保することをいい、<u>定期事業者検査及び使用前事業者検査における検査は、施工部門から独立し、試験検査の判定結果に関するプロセスにおいて、他部門からの影響を受けないことをいう。</u></p>
<p>(不適合の管理)</p> <p>第五十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない個別業務又は原子力施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は原子力施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 個別業務の実施、原子力施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に照らし適切な措置を講ずること。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、不適合の修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。</p>	<p>(不適合の管理)</p> <p>第五十一条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない個別業務又は原子力施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は原子力施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 個別業務の実施、原子力施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</p> <p>三 使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に照らし適切な措置を講ずること。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、不適合の修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。</p>	<p>第 5 1 条 (不適合の管理)</p> <p>1 第 1 項に規定する「当該個別業務又は原子力施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない」とは、不適合が確認された際には、その当該個別業務又は原子力施設が識別され、発見された不適合が全て管理されていることをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「<u>手順書等に定めなければならない</u>」には、発生した不適合に関連する管理者に報告することを含む。</p>	<p>第 5 1 条 (不適合の管理)</p> <p>1 第 1 項に規定する「当該個別業務又は原子力施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない」とは、不適合が確認された際には、その当該業務又は原子力施設が識別され、発見された不適合が全て管理されていることをいう。</p> <p>2 第 2 項に規定する「手順書」には、発生した不適合に関連する管理者に報告することを含む。</p>
<p>(データの分析)</p> <p>第五十二条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する原子力事業者等の組織外の者からの意見から得られる情報</p> <p>二 業務等要求事項への適合性</p> <p>三 プロセス及び原子力施設の特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>(データの分析)</p> <p>第五十二条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。</p> <p>一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する原子力事業者等の組織外の者からの意見から得られる情報</p> <p>二 業務等要求事項への適合性</p> <p>三 プロセス及び原子力施設の特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>四 調達物品等の供給者の供給能力</p>	<p>第 5 2 条 (データの分析)</p> <p>1 第 1 項に規定する「適切かつ実効性」には、全てのプロセスが、原子力の安全を確実なものとするため、それらの実効性及び能力を定常的に評価されることを含む。</p> <p>2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、適宜、データの分析を行い、その結果から必要に応じて是正処置を行うことをいう。</p>	<p>第 5 2 条 (データの分析)</p> <p>1 第 1 項に規定する「適切かつ実効性」には、全てのプロセスが、原子力の安全を確実なものとするため、それらの実効性及び能力を定常的に評価されることを含む。</p> <p>2 第 2 項第 3 号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、適宜、データの分析を行い、その結果から必要に応じて是正処置を行うことをいう。</p>
<p>(継続的改善)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、その品質方針、品質目</p>	<p>(継続的改善)</p> <p>第五十三条 原子力事業者等は、その品質方針、品質目</p>	<p>第 5 3 条 (継続的改善)</p> <p>1 第 1 項に規定する「その他の継続的な改善」には、</p>	<p>第 5 3 条 (継続的改善)</p> <p>1 第 1 項に規定する「その他の継続的な改善」には、</p>

※本資料は、現時点で検討中のものであり、今後変更する場合があります。

(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則 (イメージ)		(仮称) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する規則の解釈 (イメージ)	
第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版	第 21 回 WG 版	第 18 回 WG 版
<p>標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューの活用を通じて、品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更の実施その他の継続的な改善をしなければならない。</p>	<p>標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューの活用を通じて、品質マネジメントシステムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更の実施その他の継続的な改善をしなければならない。</p>	<p>組織の成功事例及び強みから得られるものを含む。</p>	<p>組織の成功事例及び強みから得られるものを含む。</p>
<p>(是正処置) 第五十四条 原子力事業者等は、発見された不適合の再発その他の事象の発生を防止するため、次の事項により、速やかに適切な是正処置を採らなければならない。この場合において、是正処置は発見された不適合が原子力の安全の確保に与える重要性に応じたものでなければならない。</p> <p>一 是正処置を採る必要性を、次に定めるところにより、評価しなければならない。</p> <p>イ 不適合を分析し、その原因を明確にする</p> <p>ロ 類似の不適合の有無又は当該不適合が発生する可能性を明確にする</p> <p>二 必要な措置を明確にし、実施する</p> <p>三 講じた是正処置の実効性についてレビューする</p> <p>四 必要な場合には、計画策定段階で決定した原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置を変更する</p> <p>五 必要な場合には、品質マネジメントシステムの変更を行う</p> <p>六 原子力の安全に影響を及ぼすものについては、根本的な原因を究明するために行う分析を、手順を確立した上で行う</p> <p>七 是正処置を行い、当該是正処置を記録する</p> <p><u>2 原子力事業者等は、第五十二条第二項第三号より得られる情報について分析し、共通する原因を明確にし、適切な是正処置を採らなければならない。</u></p>	<p>(是正処置) 第五十四条 原子力事業者等は、発見された不適合の再発その他の事象の発生を防止するため、次の事項について、速やかに適切な是正処置を採らなければならない。この場合において、是正処置は発見された不適合が原子力の安全の確保に与える重要性に応じたものでなければならない。</p> <p>一 是正処置を採る必要性を、次に定めるところにより、評価しなければならない。</p> <p>イ 不適合を分析し、その原因を明確にする</p> <p>ロ 類似の不適合の有無又は当該不適合が発生する可能性を明確にする</p> <p>二 必要な措置を明確にし、実施する</p> <p>三 講じた是正処置の実効性についてレビューする</p> <p>四 必要な場合には、計画策定段階で決定した原子力施設又は保安活動における安全等に係るリスク及び新たに組織として取り組むべき改善の機会を捉えて実施された措置を変更する</p> <p>五 必要な場合には、品質マネジメントシステムの変更を行う</p> <p>六 原子力の安全に影響を及ぼすものについては、根本的な原因を究明するために行う分析を、手順を確立した上で行う</p> <p>七 是正処置を行い、当該是正処置を記録する</p>	<p>第 5 4 条 (是正処置)</p> <p>3 <u>第 1 項第 6 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすもの」とは、原子力の安全の確保に与える重要性の高いもの（1つの事象では原子力の安全に及ぼす程度が小さくても、繰り返し同様な事象が発生している場合を含む。）をいう。</u></p> <p>4 <u>第 2 項に規定する「情報について分析し、共通する原因を明確にし、適切な是正処置を採らなければならない」とは、第 1 項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。</u></p>	<p>第 5 4 条 (是正処置)</p> <p>1 <u>第 5 4 条に規定する「発見された不適合の再発その他の事象の発生を防止する」には、本規程第 5 2 条の規定に基づき得られた結果により行うものを含む。</u></p> <p>2 第 1 号イに規定する「不適合を分析」する際の体制には、根本的な原因を究明するために行う分析の責任者が分析対象となる不適合に直接関与した部門から独立していること、及び根本的な原因を究明するために行う分析を実施する要員が分析によって処遇上の不利益を被らないように保護されていることを含む。</p> <p>3 <u>第 1 号ロに規定する「類似の不適合」には、本規程第 5 2 条第 2 項第 3 号により得られる情報を含む。</u></p> <p>4 第 6 号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすもの」とは、原子力の安全の確保に与える重要性に応じて不適合を分類するもののうち、重要性の高いもの（1つの事象では原子力の安全に及ぼす程度が小さくても、繰り返し同様な事象が発生している場合を含む。）をいう。</p> <p>3 <u>第 6 号に規定する「根本的な原因を究明するために行う分析を、手順を確立した上で、行わなければならない。」には、原子力の安全に影響を及ぼすものに対して、根本的な原因を究明するために行う分析の基準を明確にし、その基準により分析を行うことを含む。</u></p>
<p>(未然防止処置) 第五十五条 原子力事業者等は、他の原子力施設の運転経験等の知見について、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を明確にして、これを講じなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、次に掲げる要求事項（根本的な原因を究明するために行う分析に係る要求事項を含む。）を定めた未然防止処置手順書を作成しなければならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因の明確化</p> <p>二 未然防止処置の必要性の評価</p> <p>三 所要の未然防止処置の明確化及び実施</p> <p>四 未然防止処置に関し調査を行った結果及び当該結果に基づき採った未然防止処置の結果の記録</p> <p>五 講じた未然防止処置の実効性についてのレビュー</p>	<p>(未然防止処置) 第五十五条 原子力事業者等は、他の原子力施設の運転経験等の知見について、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を明確にして、これを講じなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、次に掲げる要求事項（根本的な原因を究明するために行う分析に係る要求事項を含む。）を定めた未然防止処置手順書を作成しなければならない。</p> <p>一 起こり得る不適合及びその原因の明確化</p> <p>二 未然防止処置の必要性の評価</p> <p>三 所要の未然防止処置の明確化及び実施</p> <p>四 未然防止処置に関し調査を行った結果及び当該結果に基づき採った未然防止処置の結果の記録</p> <p>五 講じた未然防止処置の実効性についてのレビュー</p>	<p>第 5 5 条 (未然防止処置)</p> <p>1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る問題」には、本規程第 3 条第 2 号から得られる事項を含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「他の原子力施設の運転経験等の知見」とは、例えば、他の原子力施設（他の原子力事業者等の原子力施設を含む。）で発生した不適合に関する情報から得られた知見や他の組織との共有によって得た情報から得られた知見をいう。</p>	<p>第 5 5 条 (未然防止処置)</p> <p>1 第 1 項に規定する「自らの組織で起こり得る問題」には、第 3 条第 2 号から得られる事項を含む。</p> <p>2 第 1 項に規定する「他の施設から得られた知見」とは、例えば、他の原子力施設（他の原子力事業者等の原子力施設を含む。）で発生した不適合に関する情報から得られた知見や他の組織との共有によって得た情報から得られた知見をいう。</p>

核燃料物質の使用に関する施行規則

試運用版

(NP7001_r0)

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力規制部

核燃料物質の使用等に関する規則のイメージ

(定義)

第一条 (略)

(核燃料物質の使用の許可の申請)

第一条の二 法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

- 一 法第五十二条第二項第五号の予定使用期間及び年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに記載すること。
- 二 法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

三 法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務(以下「保安活動」という。)に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、次に掲げる事項について記載すること。【現状の保安規定で要求している記載事項のうち、許可段階では具体化が困難な段階であることから組織、文書等を除いたもの】

イ 保安活動の計画

ロ 保安活動の実施

ハ 保安活動の評価

ニ 保安活動の改善

2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

- 一 法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものを除く。)
- 二 使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故(発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。)の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に应ずる災害防止の措置に関する説明書
- 三 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書【現行で品質保証の記載がある場合は第4号創設により記載不要】

四 保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

四五 法人にあつては、役員の氏名及び履歴並びに登録事項証明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

【品質管理に必要な体制の基準については個別の規則として制定】

(変更の許可の申請)

第二条 令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、法第五十二条第二項第十号の保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

2 法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一 変更後における法第五十三条第二号に規定する使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書(次号に掲げるものを除く。)

二 変更後における使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書

三 変更に係る核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

四 変更に係る保安活動に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書【現行の技術的能力説明書と同様に規定】

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し一通とする。

(使用前検査の実施)【使用前検査の範囲は、新たに作成する技術基準規則において施設要求する範囲であり、詳細で明確化が必要な事項は運用ガイドで記載するものとする。】

第二条の三 法第五十五条の二の検査は、次に掲げる方法で行うものとし、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて実施するものとする。

一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二 機能及び性能を確認するために十分な方法

三 その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法【使用施設等では設工認がないため、広く確認項目漏れのないように規定するものとした。】

(使用前検査の記録)

第二条の三の二 使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

2 使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

(溶接に係る使用前検査を行った旨の表示)

第二条の三の三 核燃料物質の貯蔵容器その他の使用施設等(以下「貯蔵容器等」という。)であつて溶接をするもの又は溶接をした貯蔵容器等であつて輸入したものを設置する使用者は、当該貯蔵容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした貯蔵容器等であつて輸入したものに係る使用前検査を終了したときは、当該貯蔵容器等であつて溶接をするもの又は溶接をした貯蔵容器等であつて輸入したものに使用前検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

(施設使用前検査についての原子力規制委員会の確認の申請)【追加事項で詳細を明確にすべき事項は運用ガイドで記載することを検討。】

第二条の三の四 法第五十五条の二第一項第三項の規定により、使用施設等の工事(第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。)について検査確認(以下「使用前確認」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査確認を受けようとする使用施設等の範囲

四 使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備(以下「セル等」という。)の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量(令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。以下次項及び第二条の五において同じ。)

五 確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法

五六 確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七 使用施設等を試験のために使用する場合、又は使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある

場合にあつてはその使用の期間及び方法【試験使用承認を必要とする範囲について今後検討。】

2 法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。【法律において設置と変更で区別せずに規定されることから、変更の工事も第1項の規定で運用することとなる。】

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- 三 検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲
- 四 変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量
- 五 受けようとする検査の期日、場所及び種類

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

- 一 工事の工程
- 二 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)
- 三 施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
- 四 前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
- 五 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由を記載した書類

3 前二項第一項の申請書に記載された事項を変更したとき又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかに届け出その変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

(施設検査の実施)【使用前検査の要求事項として第二条の二の規定の具体的運用例として運用ガイドで記載するものとする。】

第二条の三 法第五十五条の二第一項の施設検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

- 一 気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項—化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
- 二 使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項—それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

(施設検査実施要領書)

第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、第二条の三各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前確認を要しない場合)

第二条の三の五 法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。【実用炉の試験使用承認の枠組を導入する必要があるかどうかは検討が必要。】

一 使用施設等をその設置の工事において、核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合。

三 使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 使用施設等の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用する旨を指示した場合【実用炉では工事計画の内容を踏まえて認可等と合わせて指示しているが、設工認がないため、許可の内容で判断できるものがあれば適用するイメージ】

四五 使用施設等の設置又は変更の工事であつて、法第五十五条の二第二項各号への適合性に関連しないもの場合【判断に迷う場合には、面談での確認や、必要に応じて法令適用事前確認手続により本号の適用可否を検討するイメージ】

(合格使用前確認)

第二条の四 原子力規制委員会は、法第五十五条の二第一項の検査を行い、合格申請のあつた使用前検査に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していると認めるときは、検査合格当該申請に係る使用前確認証を交付する。

(工事の技術上の基準)【新たに作成する技術基準規則として規定するものとする。】

第二条の五 法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 ～ 三十六 (略)

(溶接検査を受ける使用施設等)【新たに作成する技術基準規則において、溶接に係る要求の範囲として規定するものとする。】

第二条の六 法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

一 ～ 七 (略)

(溶接検査の申請)【使用前確認の申請事項として第二条の三の四の規定に移行、統合】

第二条の七 法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の

溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施行工場の名称及び所在地
- 四 溶接工程表
- 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書
- 二 溶接の方法に関する説明書
- 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 四 溶接部の設計図

3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施行工場の名称及び所在地
- 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接(前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。)について

材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験(次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。)、機械試験(同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。))及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

(溶接検査の実施)【使用前検査の要求事項として第二条の二の規定の具体的な運用例として運用ガイドで記載するものとする。】

第二条の八 法第五十五条の三第一項の溶接検査(溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。)は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

- 一 溶接作業を行うとき(第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏

止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。)

二 法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準(以下「溶接の技術基準」という。)により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三 溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四 耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき(第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。)

(溶接検査を要しない場合)【新たに作成する技術基準規則における溶接に係る要求の範囲として規定するほか、使用前検査に係る規定(第二条の三の五)で対応する必要があるかどうか検討が必要。】

第二条の九 法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二 漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管(耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。)を使用する場合

三 使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号)第一条の三第一項第二号又は規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうちの主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものをを使用する場合

(溶接検査実施要領書)

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

(溶接検査合格証等)【使用前検査に係る規定(第二条の三の三及び第二条の四)へ移行・統合】

第二条の十 原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の溶接検査を行い、合格と認めるときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

(合併及び分割の認可の申請)

第二条の十の二 (略)

(記録)【記録要求事項は措置等の根拠条文の検討を踏まえて別途検討。】

第二条の十一 (略)

(電磁的方法による保存)

第二条の十一の二 (略)

(管理区域への立入制限等)

第二条の十一の三 (略)

(線量等に関する措置)

第二条の十一の四 (略)

(放射性物質による汚染の状況等の測定)

第二条の十一の五 (略)

(使用施設等の施設管理)

第二条の十一の五の二 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の設計及び工事並びに使用施設等の保全のために行う巡視、点検、~~試験、検査、補修~~その他の必要な措置に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 法第五十二条第一項の許可若しくは法第五十五条第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された使用施設等の性能を有し、法第五十五条の二第二項第二号の基準に適合するよう使用施設等を設置し、維持するため、使用施設等の管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二 前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項の認可若しくは法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用施設等の性能を維持するため、使用施設等(当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる使用施設等に限る。)の施設管理方針を定めること。

三 第一号又は第二号に規定する施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(第一号に規定する施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、施設管理の重要度が高い設備について定量的に定める施設管理の目標を含む。以下同じ。)を定めること。

四 前号に規定する施設管理の目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ 施設管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

ロ 使用施設等の設計及び工事に関すること。

ハ 使用施設等の巡視に関すること。

ニ 使用施設等の点検、~~試験、検査、補修~~等(以下この号において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期に関すること。

ホ 使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

~~ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき使用施設等の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置(未然防止処置を含む。)に関すること。~~

チ 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。

五 使用施設等の施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ 施設管理方針及び施設管理の目標にあつては、一定期間

ロ 施設管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を使用施設等の施設管理方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画に反映すること。

七 使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

(核燃料物質の使用)【原子力規制検査の個別検査ガイドの検討を踏まえて追加要求等を別途検討。】

第二条の十一の六 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。

ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

一 核燃料物質の使用は、使用施設において行うこと。

一の二 プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

イ プルトニウム等が飛散し又は漏えいするおそれがない場合

ロ プルトニウム等の数量が三十七メガベクレル以下の場合

二 使用施設の目につきやすい場所に、使用上の注意事項を掲示すること。

三 核燃料物質を使用する場合は、作業衣等を着用して作業し、かつ、これらの作業衣等は、使用施設外において着用しないこと。

四 核燃料物質の使用は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

五 核燃料物質の使用に必要な知識を有する者に行わせること。

六 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。【施設管理の規定との関係を踏まえて修正等を検討】

(工場又は事業所内の運搬)【原子力規制検査の個別検査ガイドの検討を踏まえて追加要求等を別途検討。】

第二条の十一の七 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 核燃料物質によつて汚染された物(その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。)であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器(第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。)及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具(以下この条において「運搬機器」という。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 七 運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- 十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。))に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。
- ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める

線量当量率を超えるときは、この限りでない。

- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。
 - 4 使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号)第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。
- (貯蔵)【[原子力規制検査の個別検査ガイドの検討を踏まえて追加要求等を別途検討。](#)】
- 第二条の十一の八 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。
- 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
 - 二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
 - 三 貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。
 - 四 核燃料物質を貯蔵する場合には、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
 - 五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
 - 六 六ふっ化ウランの貯蔵は、六ふっ化ウランが漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。
 - 七 核燃料物質(前号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)の貯蔵は、核燃料物質が漏えいするおそれがない構造の容器に封入して行うこと。
- ただし、グローブボックスその他の気密設備の内部において貯蔵を行う場合その他核燃料物質が漏えいするおそれがない場合は、この限りでない。
- 八 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。
- (工場又は事業所内の廃棄)【[原子力規制検査の個別検査ガイドの検討を踏まえて追加要求等を別途検討。](#)】
- 第二条の十一の九 法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行わせるとともに、廃棄に当たっては、廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
 - 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が放射性廃棄物の廃棄作業中に廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
 - 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。

- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。
- この場合、排気口において又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排水施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持った廃気槽に保管廃棄すること。
- ハ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ニ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ホ 放射線障害防止の効果を持った固型化設備で固型化すること。
- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈その他の方法によつて排水中における放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。
- この場合、排水口において又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないようにすること。
- 八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
- 九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入するときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、及び放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ハ 容器のふたが容易に外れないものであること。
- 十 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に固型化するときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できるものであること。
- 十一 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
- イ 放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄するときは、当該容器に亀裂若しくは破損が生じた場合に封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包み、又は収容できる受皿を当該容器に設けること等により、汚染の

- 広がりを防止すること。
- ロ 当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。
- ハ 放射性廃棄物を封入し、又は固型化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、及び当該放射性廃棄物に関して第二条の十一の規定に基づき記録された内容と照合できるような整理番号を表示すること。
- ニ 当該廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
- 十二 固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
- ロ 容器に封入し、又は容器に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- ハ ロの方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 十三 第九号、第十号及び第十一号(同号イを除く。)の規定は、前号ロの方法による廃棄について準用する。
- 十四 第十一号ロ及び二の規定は、第十二号ハの方法による廃棄について準用する。
- 十五 換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

(防護措置)

第二条の十一の十 (略)

(保安規定)【原子力規制検査の個別検査ガイドの検討等を踏まえて追加要求等を別途検討。】

- 第二条の十二 法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織に関すること。
- 二 使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
- イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。
- ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- (1)関係法令及び保安規定に関すること。
- (2)使用施設等の構造、性能及び操作に関すること。
- (3)放射線管理に関すること。
- (4)核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
- (5)非常の場合に採るべき処置に関すること。
- ハ その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項
- 三 災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。
- 四 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に

- 関すること。
- 五 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
- 六 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
- 七 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。**【実用炉において測定方法の取扱いを検討】**
- 八 使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。**【施設管理との関係を整理のうえ取扱いを検討】**
- 九 核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
- 十 放射性廃棄物の廃棄に関すること。
- 十一 非常の場合に採るべき処置(発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。)に関すること。
- 十二 使用施設等に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関すること。**【実用炉での報告の規定の取扱いについて検討】**
- 十三 使用施設等の**定期的な自主検査施設管理**に関することであつて次に掲げるもの(使用前検査の実施に関するを含む。)
 イ 使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。
 ロ 使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関すること。
- 十四 保安活動に係る品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)管理に必要な体制に関することであつて次に掲げるもの**【実用炉と合わせて別途検討】**
 イ 品質保証計画の策定に関すること。
 ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。
 ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。
 ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。
- 十五 その他使用施設等に係る保安に関し必要な事項
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
 (保安規定の遵守状況の検査)
 第二条の十三(略)
 (核物質防護規定)
 第三条(略)
 (核物質防護規定の遵守状況の検査)
 第三条の二(略)
 (核物質防護管理者の選任等)
 第四条(略)
 (核物質防護管理者の要件)
 第五条(略)

- (廃止措置として行うべき事項)
- 第六条(略)
 (廃止措置計画の認可の申請)
 第六条の二(略)
 (廃止措置計画の変更の認可の申請)
 第六条の三(略)
 (廃止措置計画に係る軽微な変更)
 第六条の四(略)
 (廃止措置計画の認可の基準)
 第六条の五(略)
 (廃止措置の終了の確認の申請)**【廃止措置の終了の確認に係る規定については、原子力規制検査との関係の記載について今後検討】**
- 第六条の六 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地
 三 使用施設等の解体の結果
 四 核燃料物質の譲渡の結果
 五 核燃料物質による汚染の除去の結果
 六 核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の結果
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
 (廃止措置の終了の確認の基準)
- 第六条の七 法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項の原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 一 核燃料物質が譲り渡されていること。
 二 残存する施設及び土地が放射線による障害の防止のための措置を必要としないこと。
 三 核燃料物質によつて汚染された物が廃棄されていること。
 四 第二条の十一第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡し完了していること。
 (許可の取消し等に伴う措置)
- 第六条の八 第六条の二から第六条の四まで及び第六条の六の規定は、旧使用者等の廃止措置について準用する。
- 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
 (表略)**【根拠条文の検討に伴い別途検討】**
 (事故故障等の報告)
 第六条の十
 (報告の徴収)
 第七条
 (危険時の措置)

第八条

(届出書類の提出部数)

第九条

(身分を示す証明書)【原子力検査官に係る規定の位置づけを整理のうえ取扱いを検討】

第十条

(人の出入り等の管理が行われている区域)

第十一条

(フレキシブルディスクによる手続)

第十二条

(フレキシブルディスクの構造)

第十三条

(フレキシブルディスクの記録方式)

第十四条

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第十五条

【原子力規制検査、PIに係る規定ぶりについて別途検討】

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、～の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によってしたものとみなす。

【施行期日、経過措置は、試運用を通じて課題を抽出し、必要な規定を検討する。】

別記様式第1(第2条の10の2関係)

別記様式第1の2(第7条関係)

別記様式第1の3(第7条第2項関係)

別記様式第1の4(第10条関係)

別記様式第1の5(第10条関係)

別記様式第2(第10条関係)

別記様式第3(第12条関係)

○ 変更履歴

No.	変更日	施行日	変更概要	備考
0	—	2018/09/03	制定	
1				
2				
3				